

工事仕様書

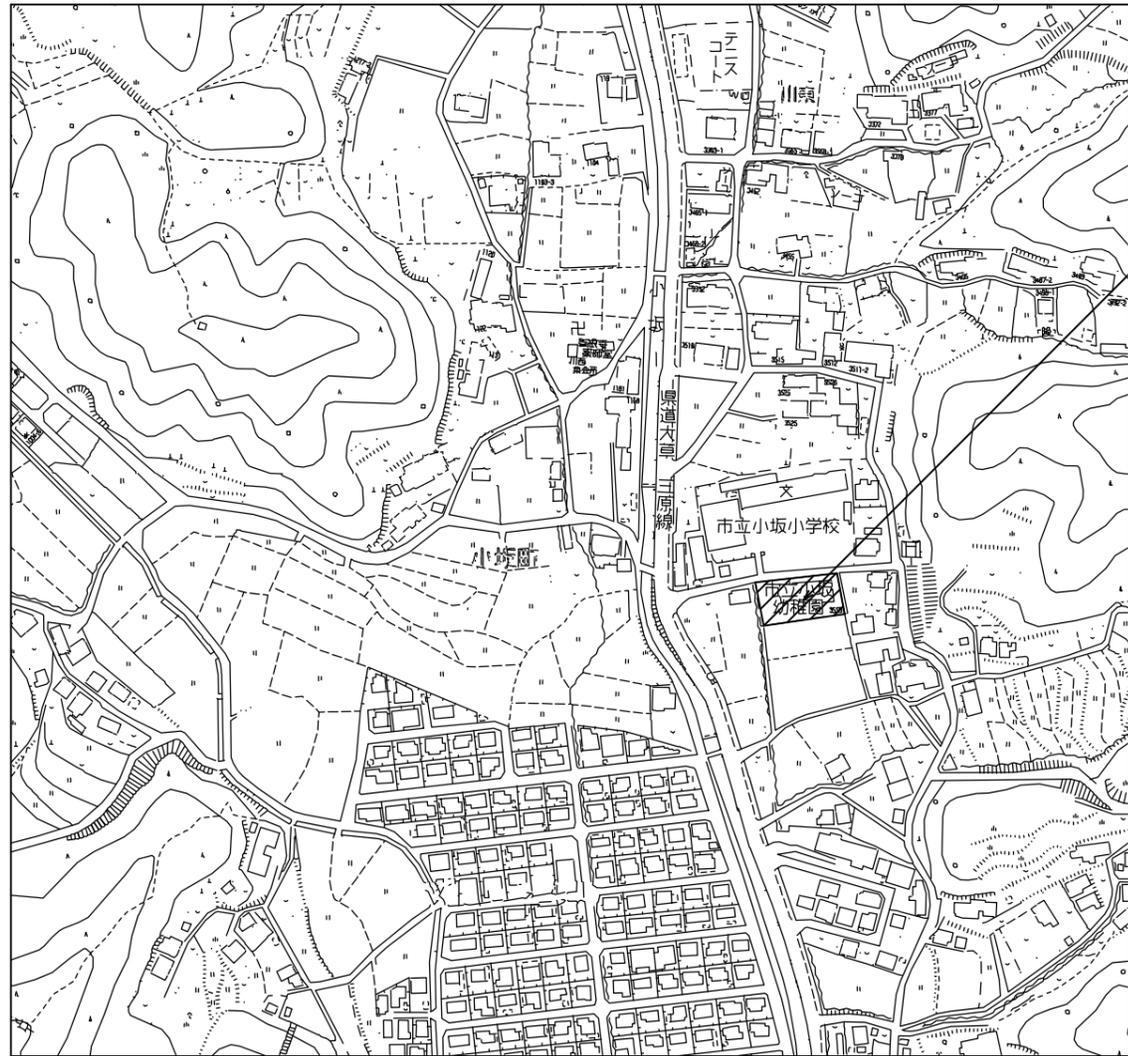
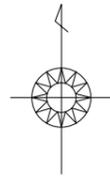
工事名称	小坂第2放課後児童クラブ新設工事
工事場所	三原市小坂町
工事内容	小坂第2放課後児童クラブを新設する。 (工事概要) <ul style="list-style-type: none">・内部改修工事・電気設備改修工事・給排水衛生設備改修工事・空調換気設備改修工事
準 則	公共建築工事標準仕様書, 公共建築改修工事標準仕様書, 建築物解体工事共通仕様書 (国土交通省官房官庁営繕部監修・最新版) に基づき施工する。
関係法令等	この工事に当たっては, 次の関係法令その他に基づいて施工する。 <ul style="list-style-type: none">・建築基準法, 同法施行令, 同法施行規則, 同法告示・建設業法, 同法施行令・労働安全衛生法, 同法施行令, 同法施行規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・廃棄物の処理及び清掃に関する法律, 同法施行令, 同法施行規則・大気汚染防止法・その他関係法令
工事保険等	受注者は, 本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に参加しなければならない。
疑義変更	本設計図書は, 設計の大意を示すものであり, 詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。 施工に際して疑義を生じた場合, または軽微な変更を必要とする場合には, 速やかに係員と協議し, 監督員の指示により施工すること。ただし, これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。
提出書類	施工に先立ち, 工事工程表, 仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し, 監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については, 当該商品又は同等品を使用するものとし, 同等品を使用する場合は, 監督員の承諾を受けるものとする。また, 設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。
工 期	本工事は請負契約締結の後, 令和2年3月26日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。
その 他	<ul style="list-style-type: none">・工事期間中は園内の安全を図ると共に, 必要な場合には交通整理誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。・本工事は園舎を利用しながらの施工を想定している。よって, 園児等へ危険が及ばない様十分に注意して工事を行うこと。・トイレの改修について, 園児が日常使用しながらの改修となるため, 養生及び工程については幼稚園関係者及び監督員と十分に協議すること。・騒音, 粉塵及び臭気等の発生が予想される工程については, その対策を行うこと。・第三者災害防止及び飛散防止対策のため, 必要に応じて監督員の指示する範囲に, バリケード等を設置すること, また苦情等発生した場合にはこれに対応すること。・施工箇所周囲の備品, 機器等の養生, 清掃等については十分にこれを行うこと。・官公署その他への手続きは受注者の負担で遅滞なく行うこと。・工事に必要な電気・水等は, 受注者で準備すること。・設計図面は, A2版をA3版に縮小している。(縮小率約70.7%)

小坂第2放課後児童クラブ新設工事

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-01	タイトル・図面リスト		E-01	電気設備工事特記仕様書	
A-02	建築改修工事特記仕様書(1)		E-02	電気設備 平面図	1/100
A-03	建築改修工事特記仕様書(2)				
A-04	附近見取図、工事概要、内部仕上表				
A-05	配置図	1/200	M-01	機械設備工事特記仕様書(1)	
A-06	(改修前) 平面図	1/100	M-02	機械設備工事特記仕様書(2)	
A-07	(改修後) 平面図	1/100	M-03	(改修前) 機械設備 平面図	1/100
A-08	(改修前) 平面詳細図	1/50	M-04	(改修後) 機械設備 平面図	1/100
A-09	(改修後) 平面詳細図	1/50	M-05	空調設備 平面図	1/100
A-10	(改修前) A-A 断面詳細図	1/30			
A-11	(改修後) A-A 断面詳細図	1/30			
A-12	(改修前) 保育室-2 展開図	1/50			
A-13	(改修後) 保育室-2 展開図	1/50			
A-14	(改修前) 便所 展開図	1/50			
A-15	(改修後) 便所 展開図	1/50			
A-16	ランドセル入れロッカー、トイレブース 詳細図	1/30 1/5			
A-17	流し台 詳細図	1/30			

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO. CH.	DATE 2019.11. DR.	SCALE	TITLE 小坂第2放課後児童クラブ新設工事 NAME タイトル、図面リスト	NO. A 01	図面縮小率 A-3 : 100% A-4 : 71%
------	------	---	----------------	-------------------------	-------	---	----------------	----------------------------------

1.9	トイレブース (2.0. 2. 5)	<p>表面材 ※メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ドアエッジ材質形状 ※アルミRエッジ 幅木材質 ※ステンレス幅木 (品質・性能) (1) パネル</p> <p>項目 品質・性能</p> <p>表面材 メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。 裏打ち材 JIS A 6512「可動開仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、防食処理及び防錆処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。 心材 JIS A 6512「可動開仕切」の表9に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。 枠材 JIS A 6512「可動開仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、重組めつき処理エッジ材を施した材料とする。 小口 防水処理を施す。</p> <p>(2) 構造金物</p> <p>項目 品質・性能</p> <p>窓木 JIS A 6512「可動開仕切」の表9に対応する材質のうち、耐熱性のあるものとする。 脚部 (脚金、端木) 滑り止め等を使用するビス類の材質はステンレス製とする。 隠し切り金物 滑り止め等 枠材 エッジ材 小口</p> <p>(3) 付属金物</p> <p>項目 品質・性能</p> <p>ヒンジ 耐熱性のあるものとする。 ラッチセット 戸当り 腐蝕の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。</p> <p>(4) 外観は、JIS A 6512「可動開仕切」の5)による。</p> <p>(5) パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひびき性・閉閉耐久性</p> <p>項目 耐薬品性及び耐汚染性 耐ひびき性 閉閉耐久性</p> <p>メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材 JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表8品質による耐汚染性(B法)の規定を満足していること。 JIS A 4702「ドアセット」9.4閉閉耐久性 JIS「合板の農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐引つき試験において、試験片の表面に色が残らないこと。 JIS A 5905「繊維板」の表16の規定に適合していること。</p> <p>低圧メラミン樹脂系化粧板 ポリエステル樹脂系加工化粧板、ポリエステル樹脂系化粧MDF、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。 JIS「合板の農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐引つき試験において、試験片の表面に色が残らないこと。 JIS A 5905「繊維板」の表16の規定に適合していること。</p> <p>ポリエステル樹脂系化粧MDF JIS A 5905「繊維板」の表16の規定に適合していること。 JIS A 5905「繊維板」の表16の規定に適合していること。</p> <p>ポリエステル樹脂系化粧MDF JIS A 5905「繊維板」の表16の規定に適合していること。 JIS A 5905「繊維板」の表16の規定に適合していること。</p> <p>化粧製ふた (2.1. 2. 1)</p> <p>名称 種類 適用箇所 壁 扉 備考</p> <p>鉄製マンホールふた</p> <p>・水封形 ・簡易密閉形 (パッキン式) ・密閉形 (テーパー、パッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパー、パッキン式)</p> <p>・T-2 用 ・T-6 用 ・T-20 用</p> <p>左記以外の品質等は(公社) 空気調和衛生工学会 SHASE-S209による。</p> <p>塩ビ製 ・RS-VU</p> <p>グレーチング (2.1. 2. 1)</p> <p>材質 用途 適用荷重 形式 寸法(幅×高さ) 垂れつき(付着量) 上面形状</p> <p>鋼製マンホールふた</p> <p>・溝ふた (横断用) ・溝ふた (側溝用) ・溝ふた用 ・U字溝用</p> <p>・T-2 用 ・T-6 用 ・T-14 用 ・T-20 用</p> <p>・歩行用 ・歩行用</p> <p>・凹凸形 ・凹凸形</p> <p>・ステンレス製</p> <p>・溝ふた (横断用) ・溝ふた (側溝用) ・溝ふた用 ・U字溝用</p> <p>・T-2 用 ・T-6 用 ・T-14 用 ・T-20 用</p> <p>・歩行用 ・歩行用</p> <p>・凹凸形 ・凹凸形</p> <p>(品質・性能等) <鋼製グレーチング>以下のもの又は同等のものとする</p> <p>項目 品質・性能</p> <p>メインバー、サイドバー及びエンドプレート IS G 3101 SS400</p> <p>クロスバー JIS G 3101 SS400及びJIS G 3505「軟鋼線材」SBRM</p> <p>受け枠用アングル材 JIS G 3101 SS400及びJIS G 3132「鋼管用熱間圧延亜鉛鋼帯」SPHT</p> <p>溶融亜鉛めっきの付着量 IS H 8641「溶融亜鉛めっき」による試験において溶融亜鉛めっきの付着量がH240以上又は、H20 50以上</p> <p>表面仕上げ 溶融亜鉛めっきの場合、樹脂系塗料</p> <p>アンカー 間隔 側溝の場合500mm以内</p> <p>ふた 幅及び長さの許容差 ±3.0mm</p> <p>荷重性能 設計荷重の1.5倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないものとする</p> <p><ステンレス製グレーチング></p> <p>項目 品質・性能</p> <p>メインバー、クロスバー JIS G 4303, JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4308, JIS G 4318のSUS304又はJIS G 4303, JIS G 4305のSUS430JIL</p> <p>エンドバー、サイドバー JIS G 4303, JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4308, JIS G 4317, JIS G 4318, のSUS JIS G 4320のSUS304又はJIS G 4304, JIS G 4305のSUS430JIL</p> <p>受け枠用アングル材 JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4317, JIS G 4320のSUS304又はJIS G 4304, JIS G 4305のSUS430JIL</p> <p>アンカー IS G 3101 SS400、塩害の多い地区は塩害に対する防錆処理を行う</p> <p>間隔 側溝の場合500mm以内</p> <p>表面仕上げ ZN程度</p> <p>幅及び長さの許容差 ±3.0mm</p> <p>荷重性能 設計荷重の1.5倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないものとする</p>	2.1	<p>屋外雨水排水 (2.1. 2. 1、2) (表2.1. 2. 1、2)</p> <p>排水管用材料</p> <p>材質 管の種類 形状 呼び径 備考</p> <p>・通心力筋筋コンクリート管 ※外圧管 (1種) ・B形管 ※図示</p> <p>・硬質ポリ塩化ビニル管 ・UP ※図示</p> <p>・UP ※図示</p> <p>・RS-VU ※図示</p> <p>基礎の厚さ及び種類 図示</p> <p>硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料 ※接着剤</p> <p>側溝の形状及び寸法 図示</p> <p>排水溝の種類 図示</p> <p>砂地層に用いる材料 ※標準仕様書 21.2.1(a)(1)による 図示</p> <p>砂利地層に用いる材料 ※標準仕様書 21.2.1(a)(2)による 図示</p> <p>コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書 6.14により、設計基準強度は18N/mm²とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の割合(容積比) セメント1:砂2:砂利4程度とする。</p> <p>凍上抑制層に用いる材料</p> <p>砂の粒度試験 ・行う ・行わない</p> <p>排水溝の種類 図示</p> <p>排水溝の種類 図示</p> <p>排水溝の種類 図示</p>	2.2	<p>街きよ、縁石、側溝 (2.1. 3. 1、2) (表2.1. 3. 1)</p> <p>街きよ、縁石、側溝</p> <p>種類 形状、寸法</p> <p>・縁石 ・図示</p> <p>・U字側溝 ・図示</p> <p>・U形側溝ふた ・図示</p> <p>・L形側溝 ・図示</p> <p>地層の材料 ※標準仕様書 4.6.2(a)による 図示</p> <p>砂利地層の厚さ ※100(mm) 図示</p> <p>コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書 6.14</p> <p>設計基準強度18N/mm²とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の割合(容積比) セメント1:砂2:砂利4程度とする。</p> <p>・図示</p> <p>凍上抑制層に用いる材料</p> <p>砂の粒度試験 ・行う ・行わない</p> <p>※B種</p>	2.3	<p>増戻土 (2.1. 2. 1)</p>	2.4	<p>路床 (2.2. 2. 2、3、5) (表2.2. 2. 1)</p> <p>路床の材料</p> <p>種類 材料 厚さ(mm)</p> <p>・盛土 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設廃材から再生した処理土 図示</p> <p>・遮断層 ・川砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下) 図示</p> <p>・凍上抑制層 ・再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切込み砂利 図示</p> <p>・フィルター層 ・砂 図示</p> <p>路床安定処理</p> <p>・添加材料による安定処理 種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰 () ・消石灰 () 添加量 kg (目標CBR 5以上) () 目標CBRを満足する添加量の確認方法 ・安定処理土のCBR試験 ・ジオテキスタイル 単位面積積質量 ・60g/m²以上 厚さ(mm) ・0.5-1.0 引張強度 ・98N/5cm (10kg f /5cm) 以上 透水係数 ・1.5×10⁻⁶ cm/sec以上</p> <p>試験 砂の粒度試験 ・行う ・行わない 路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・行う ・行わない 路床締固め度の試験 ・行う ・行わない 現場CBR試験 ・行う ・行わない</p>	2.5	<p>路盤 (2.2. 2. 2、3、5)</p> <p>路盤の厚さ 図示</p> <p>路盤材料</p> <p>種類</p> <p>砕石 ・クラッシュラン ・粒度調整砕石</p> <p>再生材 ・クラッシュラン ・粒度調整砕石</p> <p>・クラッシュラン低級スラグ ・粒度調整低級スラグ ・水硬性粒度調整低級スラグ 路盤締固め度の試験 ※行う ・行わない</p>	2.6	<p>アスファルト舗装 (2.2. 4. 2~6)</p> <p>アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示</p> <p>材料 アスファルト ・再生アスファルト ・ストレートアスファルト 骨材 ・道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材</p> <p>加熱アスファルト混合物等の種類</p> <p>区分 地域 種類</p> <p>表層 ・一般地域 ・密粒度アスファルト混合物 (13) ・粗粒度アスファルト混合物 (13) ・寒冷地域 ・密粒度アスファルト混合物 (13F) ・粗粒度アスファルト混合物 (13F)</p> <p>シールコートの施工 ・行う ・行わない</p> <p>試験 アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度</p>	2.7	<p>コンクリート舗装 (2.2. 5. 2~6)</p> <p>コンクリート舗装の構成及び厚さ</p> <p>舗装の種類 部位 構成 厚さ(mm)</p> <p>コンクリート舗装 車路及び駐車場 歩行者用通路</p> <p>・図示 ・図示 ・図示</p> <p>※70</p> <p>縁部下り方寸法等 図示</p> <p>材料 コンクリート ・標準仕様書表22.6.3による 準強セメント ・使用しない 注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ 乾注コンクリートの工法 ※図示</p> <p>目地 種類、間隔、構造 ※標準仕様書表22.5.3及び図22.5.1による 図示</p> <p>試験 コンクリート板厚さの試験 ・行う ・行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度</p> <p>カラー舗装の構成及び厚さ (22.6.2~4)</p> <p>カラー舗装の種類 部位 構成 厚さ(mm)</p> <p>・加熱系 ・アスファルト混合物 ・車路 ・図示 ・歩行者用通路 ・常温系 ・石油樹脂系混合物</p> <p>常温系カラー舗装の着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装</p> <p>材料 配合 添加する材料 ・着色骨材 () ・自然石 ()</p> <p>結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量 ニート工法及び塗布工法の配合 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度</p> <p>構成 図示</p> <p>材料 骨材 ・道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材</p> <p>試験 間隔度アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない 舗装の平坦性 ※着しい不陸がないもの</p>	2.8	<p>カラー舗装 (2.2. 6. 2~4) (表2.2. 6. 1)</p>	2.9	<p>透水性アスファルト舗装 (2.2. 7. 2~6)</p> <p>・コンクリート平板舗装</p> <p>種類 寸法(mm) 厚さ(mm) 目地材 備考</p> <p>※普通平板(N) ※300角 ※60 ※砂 表面加工 ・透水平板(P) ・モルタル ・洗い出し ・たたき出し</p> <p>普通平板は (再生材料を用いた舗装用ブロック)、透水平板は (透水性コンクリート)とする。</p> <p>仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内</p> <p>・インターロッキングブロック舗装</p> <p>種類 部位 形状 厚さ(mm) 曲げ強度(N/mm²) 備考</p> <p>※普通ブロック(N) ・図示 ※80 ※5.0 色彩、 ・透水性ブロック(P) ・図示 ※60 ※3.0 表裏加工 ※普通ブロック(N) ・図示 ※60 ※3.0 ・標準加工 ・透水性ブロック(P) ・図示</p> <p>歩行者用通路に使用する普通ブロックは (再生材料を用いた舗装用ブロック)とする。</p> <p>仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内</p> <p>・舗石舗装</p> <p>種類 形状・寸法(mm) 厚さ(mm) 施工方法 基礎 基礎の厚さ(mm)</p> <p>※小舗石(花ごころ) 図示 ・ うちこ張り ・コンクリート版 ※70 ・アスファルト混合物 ※50</p> <p>仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内</p> <p>・ジオテキスタイル 単位面積積質量 ・60g/m²以上 厚さ(mm) ・0.5-1.0 引張強度 ・98N/5cm (10kg f /5cm) 以上 透水係数 ・1.5×10⁻⁶ cm/sec以上</p> <p>種類 ・A種 施工範囲(図示) ・通路 ・B種 施工範囲(図示) ・建物周囲</p>	3.0	<p>ブロック舗装 (2.2. 8. 2、3)</p>	4.1	<p>くつみマット</p> <p>※ビニル製 (受特ステンレス製) ・硬質アルミニウム製 (受特ステンレス製) ・ステンレス製 (受特ステンレス製)</p>	4.2	<p>旗ざお受金物</p> <p>材質 ・黄銅 (ホワイトブロンズめっき仕上) ・ステンレス製 () 組</p>	4.3	<p>防振ゴム等の製造検査</p> <p>本工事の施工に当たり、東洋ゴム化工品(株)又はニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には、第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。</p>
		2.0		<p>鉄製製ふた (2.1. 2. 1)</p>		<p>2.7</p>		<p>3.1</p>		<p>3.2</p>		<p>3.3</p>		<p>3.4</p>		<p>3.5</p>		<p>3.6</p>		<p>3.7</p>		<p>3.9</p>		<p>4.0</p>				



工事場所
三原市小坂町

工事概要

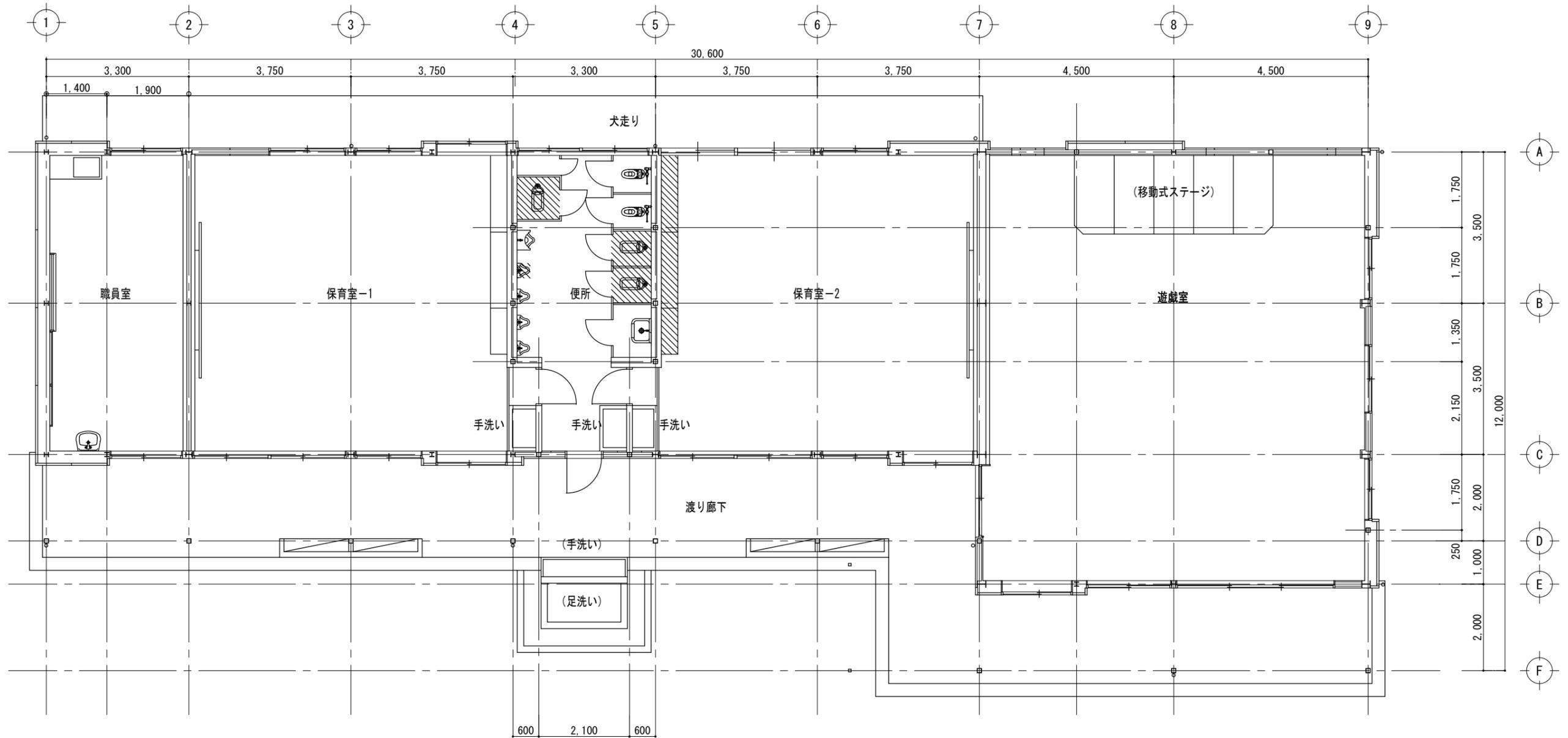
1. 建築工事
2. 電気設備工事
3. 衛生設備工事
4. 空調設備工事

付近見取図

内部仕上表

階	室名	床	巾木・腰	壁	天井	天井高	備考	
		仕上	仕上	仕上	仕上			
1階	改修後	便所	既設のまま モザイクタイル張り一部補修	既設のまま	既設のまま	既設のまま	2,570	トイレブース(一部新設) 衛生器具(一部新設)
	改修前		モザイクタイル張り(一部撤去処分下地共) 土間コンクリート(一部撤去処分)	モルタル下地100角タイル張り	石膏ボード t=12.5+9.5 EP塗	ケイカル板 t=6.0 EP-G塗	2,570	トイレブース(一部撤去処分) 衛生器具(一部撤去処分)
	改修後	放課後児童クラブ	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	3,000	流し台(新設) AD 鍵増設(2ヶ所)
	改修前	保育室-2	複合フローリング t=15張り	木製巾木H=90 OSW塗	石膏ボード t=12.5+9.5 EP塗	化粧石膏ボード t=9.5張り	3,000	

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号		JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
		岡田建築設計事務所		2019.11.					
				一級建築士 第102449号 岡田文夫		CH.	CH.	DR.	付近見取図、工事概要、内部仕上表



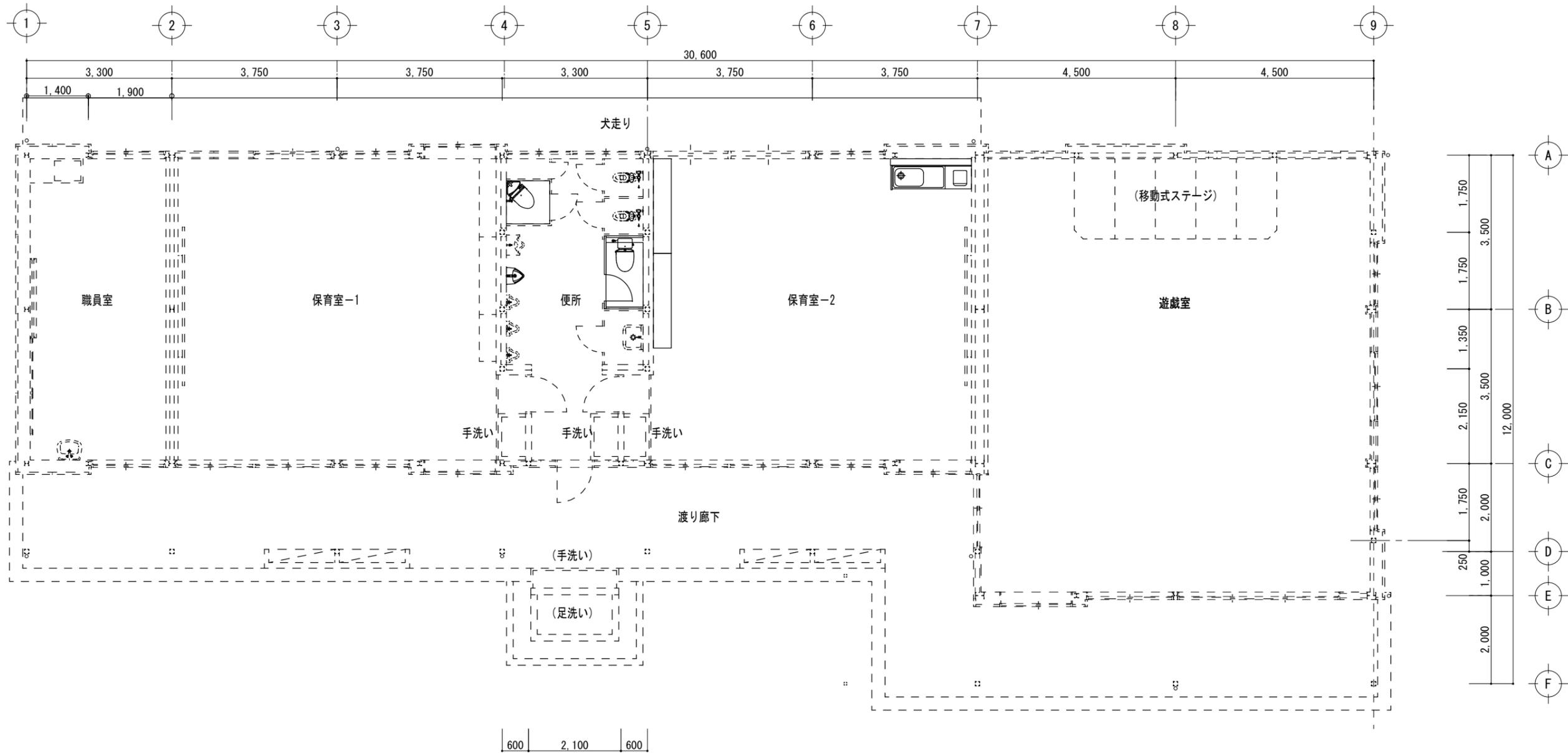
(改修前) 平面図 S=1/100

凡例



解体撤去部分を示す

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17 (1) 0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
						NAME	06	A-4 : 71%
						(改修前) 平面図		

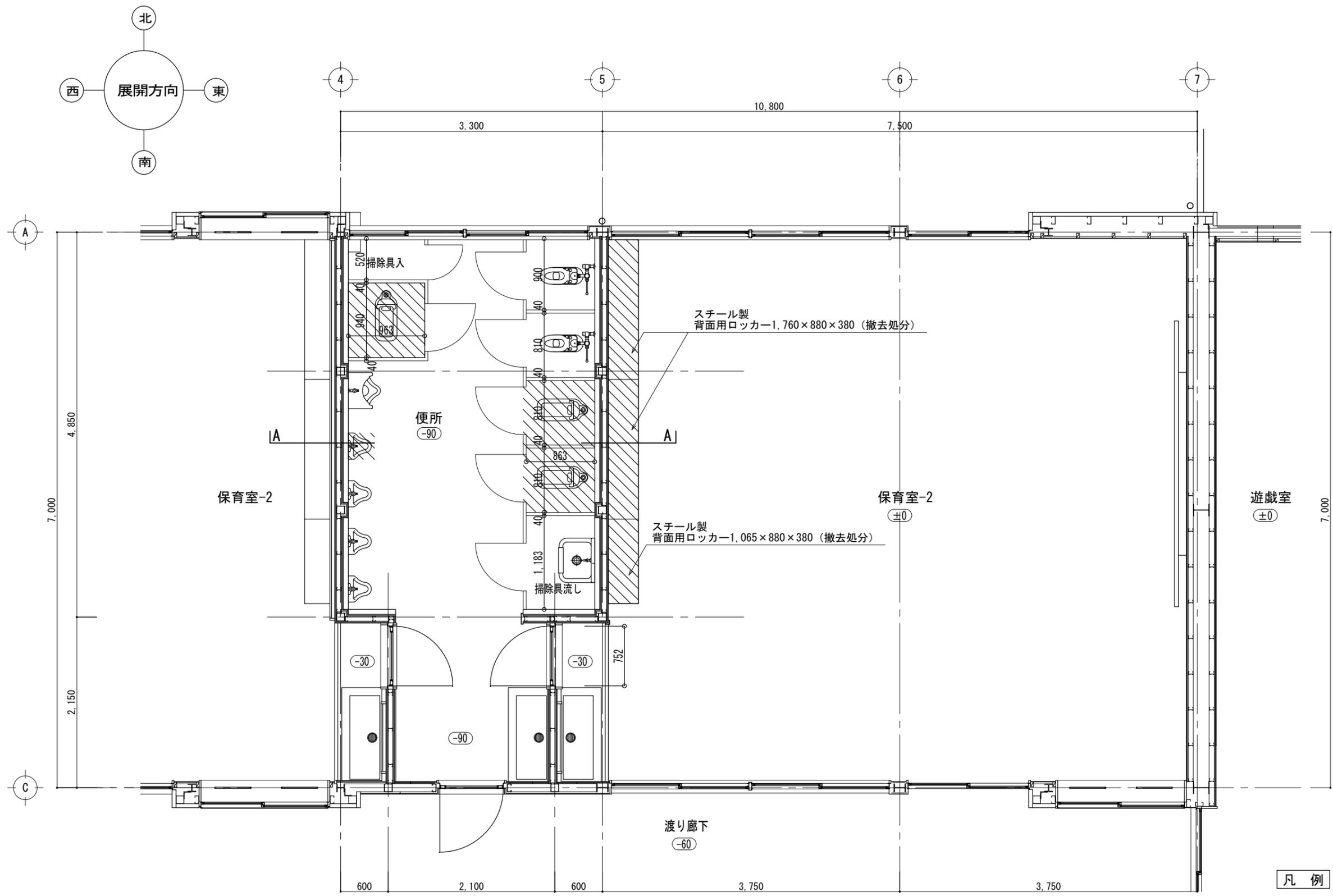


(改修後) 平面図 S=1/100

凡例

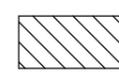
==== 既設部分を示す

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17 (1) 0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
						NAME		A-4 : 71%
						(改修後) 平面図		



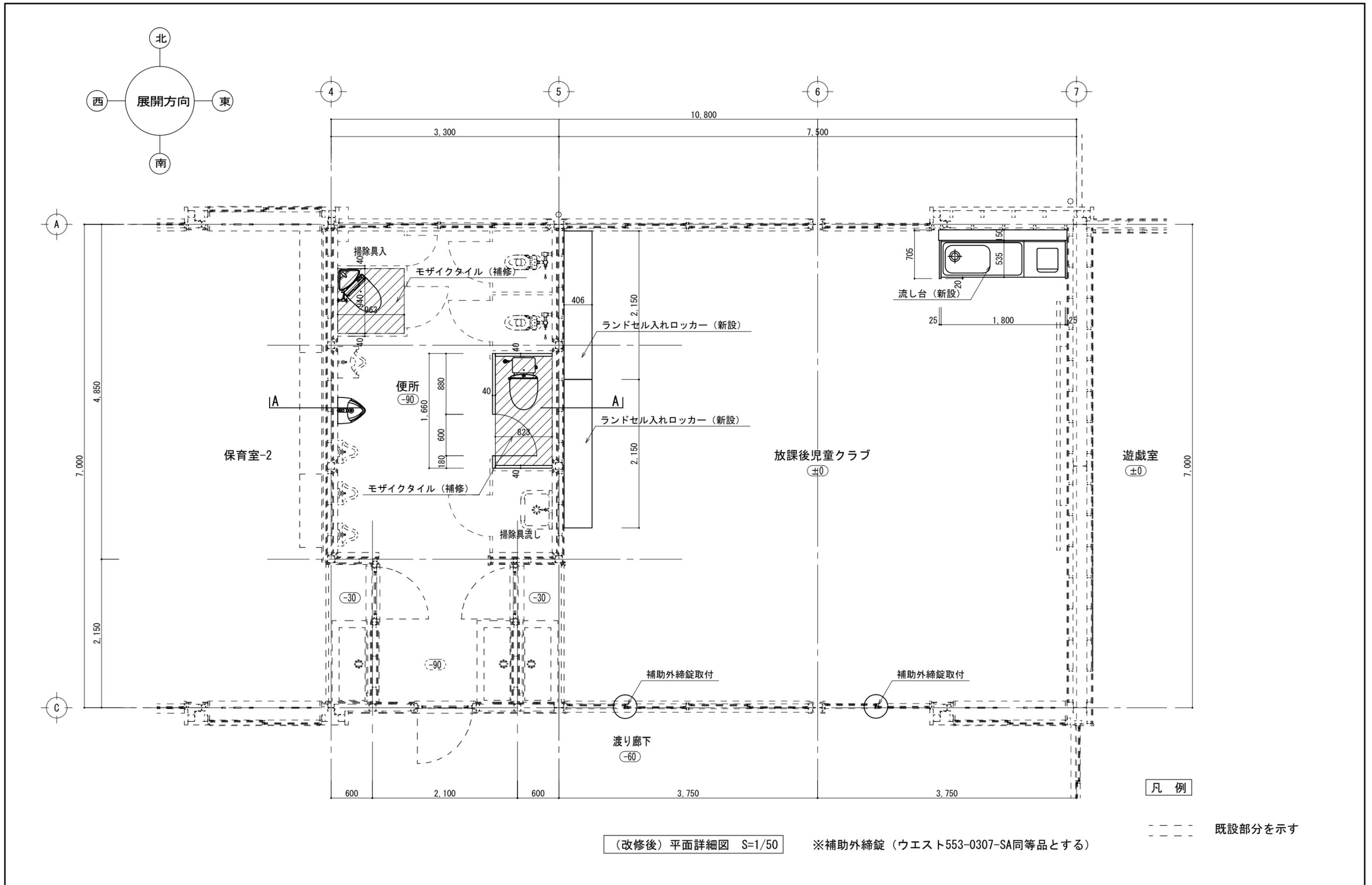
(改修前) 平面詳細図 S=1/50

凡例

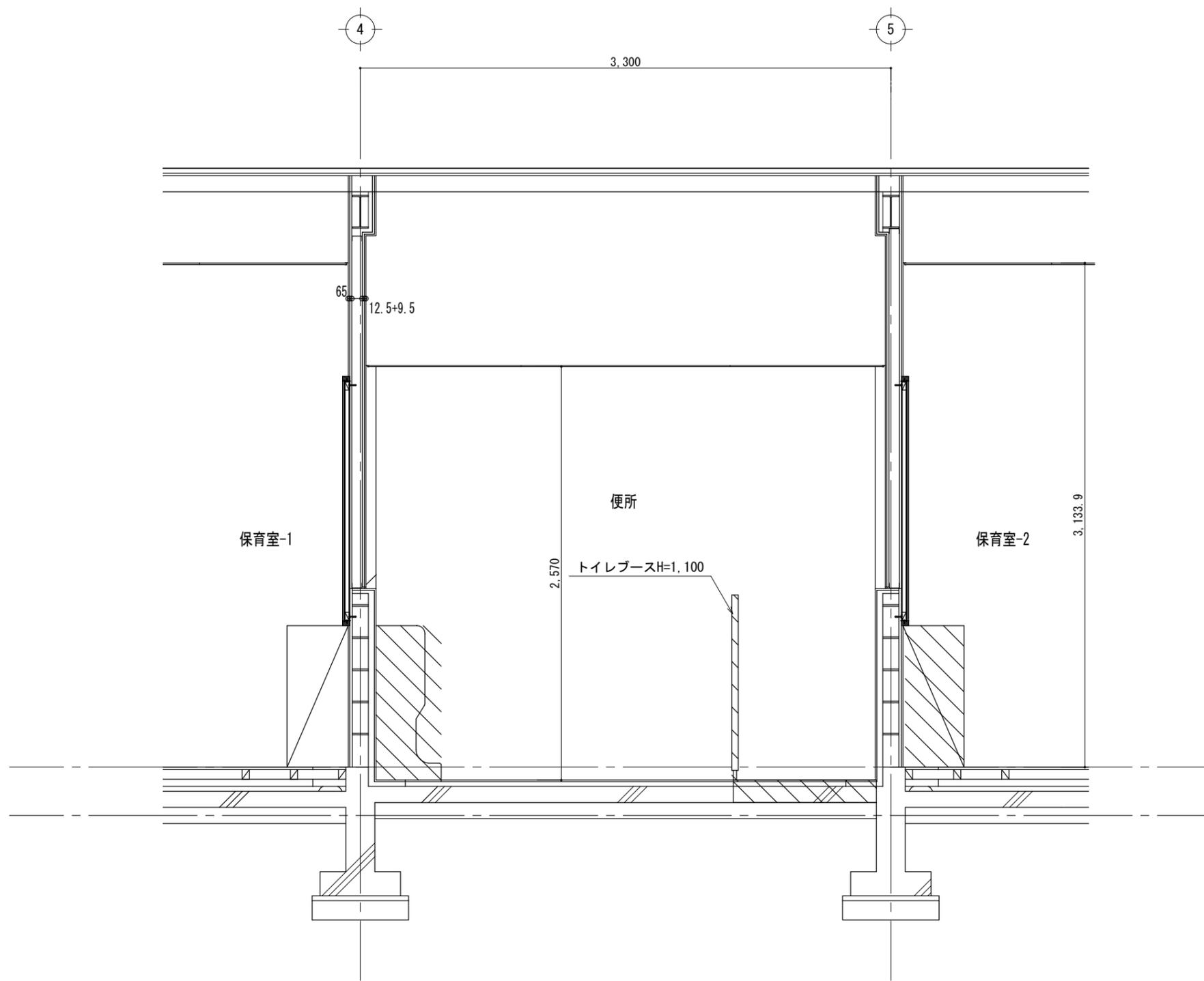


解体撤去部分を示す

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17 (1) 0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.	DR.	1/50		
						NAME	08	A-4 : 71%
						(改修前) 平面詳細図		

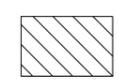


特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17 (1) 0497号 岡田 建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE 2019.11.	SCALE 1/50	TITLE 小坂第2放課後児童クラブ新設工事 NAME (改修後) 平面詳細図	NO. A 09	図面縮小率 A-3 : 100% A-4 : 71%
			CH.	CH.	DR.			



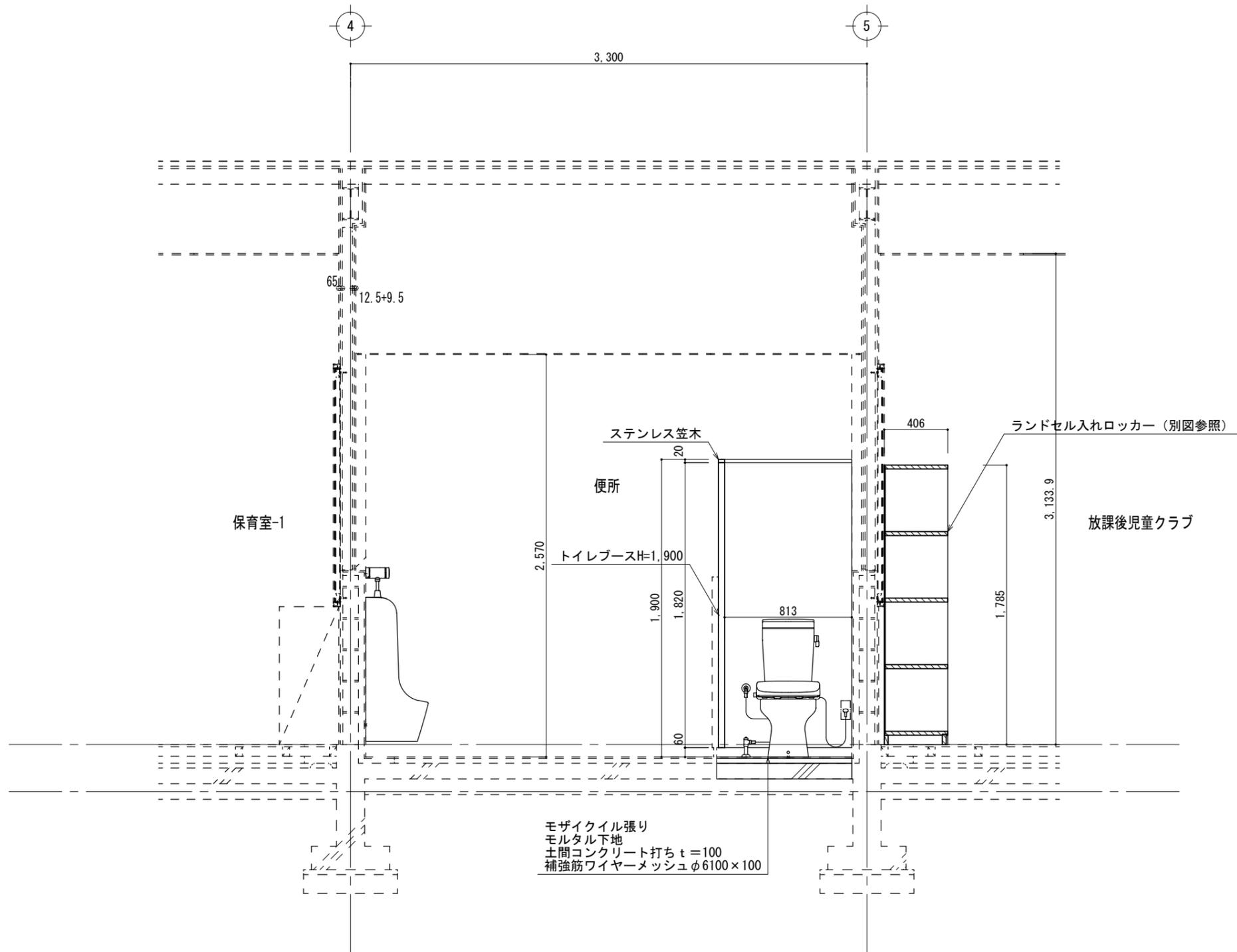
(改修前) A-A 断面詳細図 S=1/30

凡例



撤去処分を示す

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
						NAME	10	A-4: 71%
						(改修前) A-A 断面詳細図		

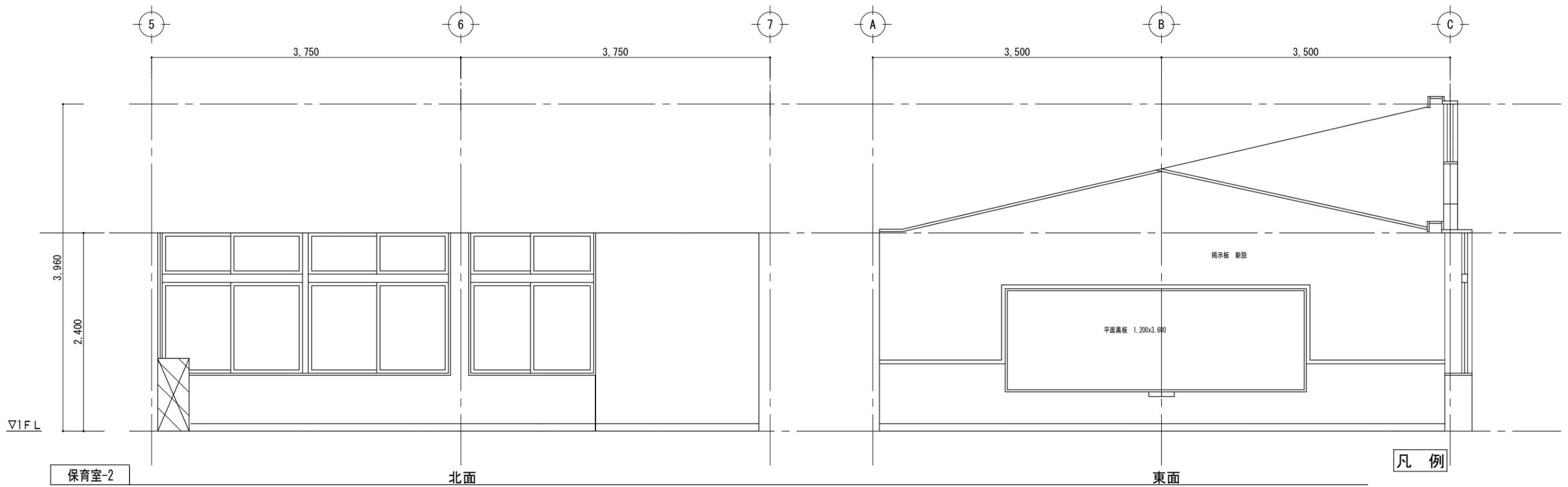


凡例

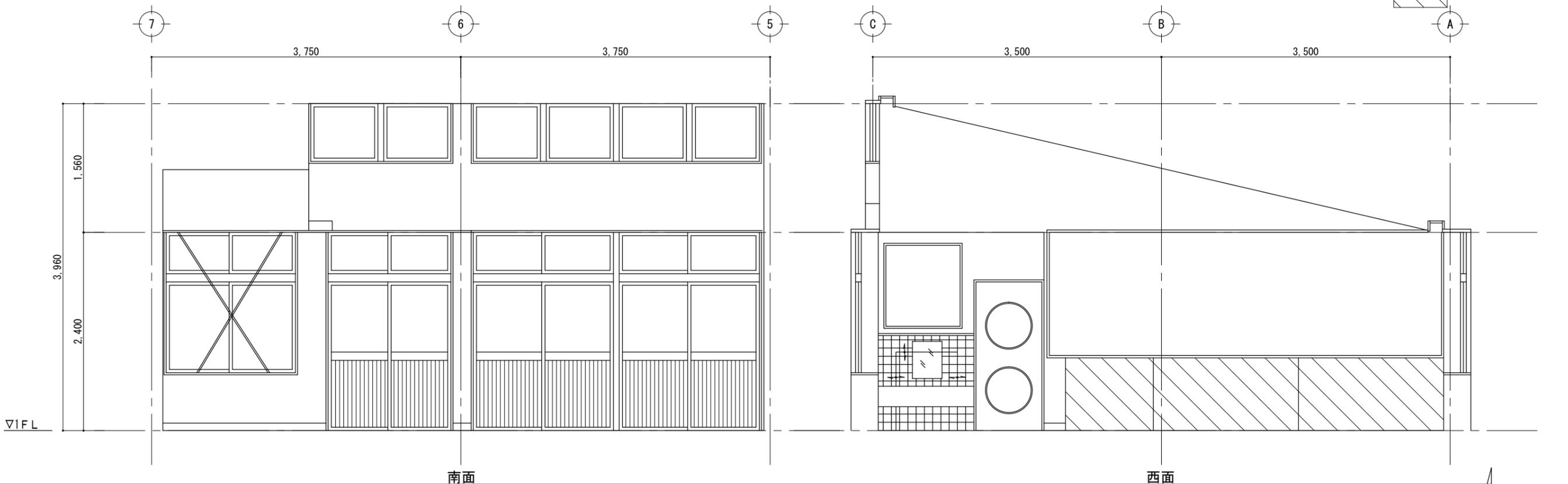
既設部分を示す

(改修後) A-A 断面詳細図 S=1/30

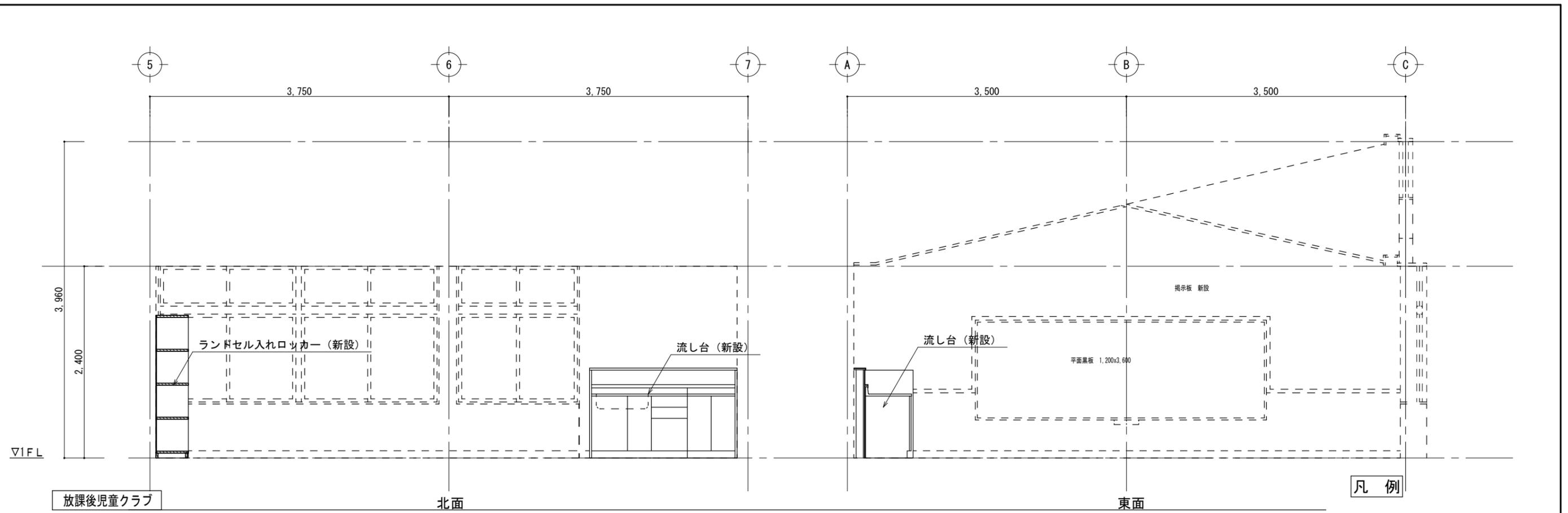
特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE 2019.11.	SCALE 1/30	TITLE 小坂第2放課後児童クラブ新設工事	NO. A	図面縮小率
			CH.	CH.	DR.	NAME (改修後) A-A 断面詳細図	11	A-3 : 100% A-4 : 71%



凡例
 撤去処分を示す

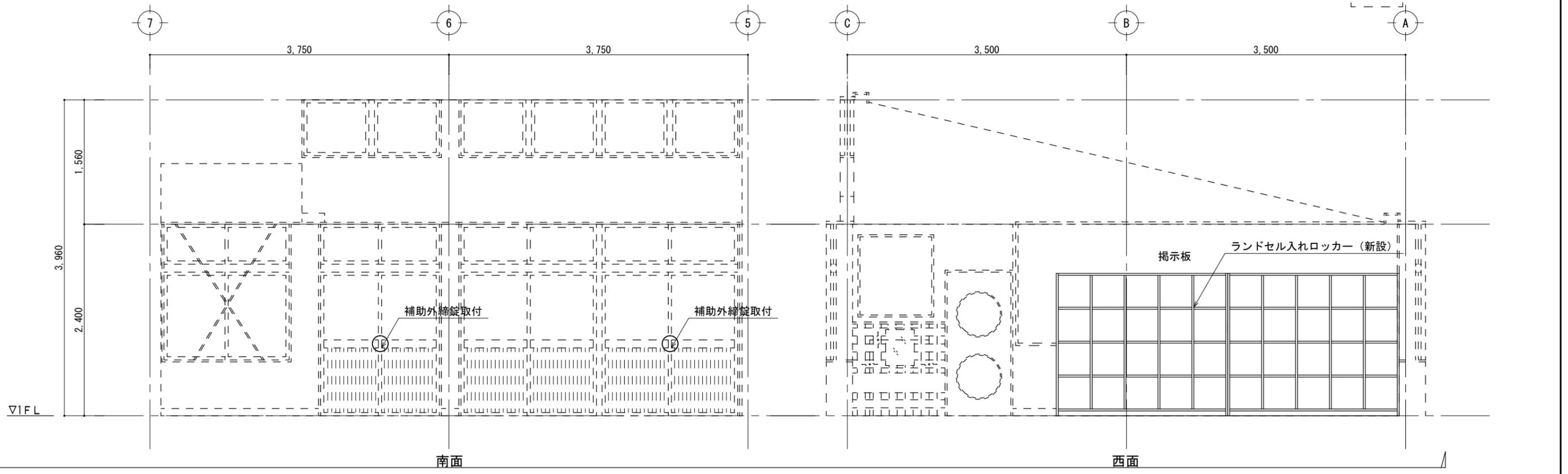


特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17 (1) 0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	 12	図面縮小率 A-3 : 100% A-4 : 71%
			CH.	CH.	DR.	1/50			

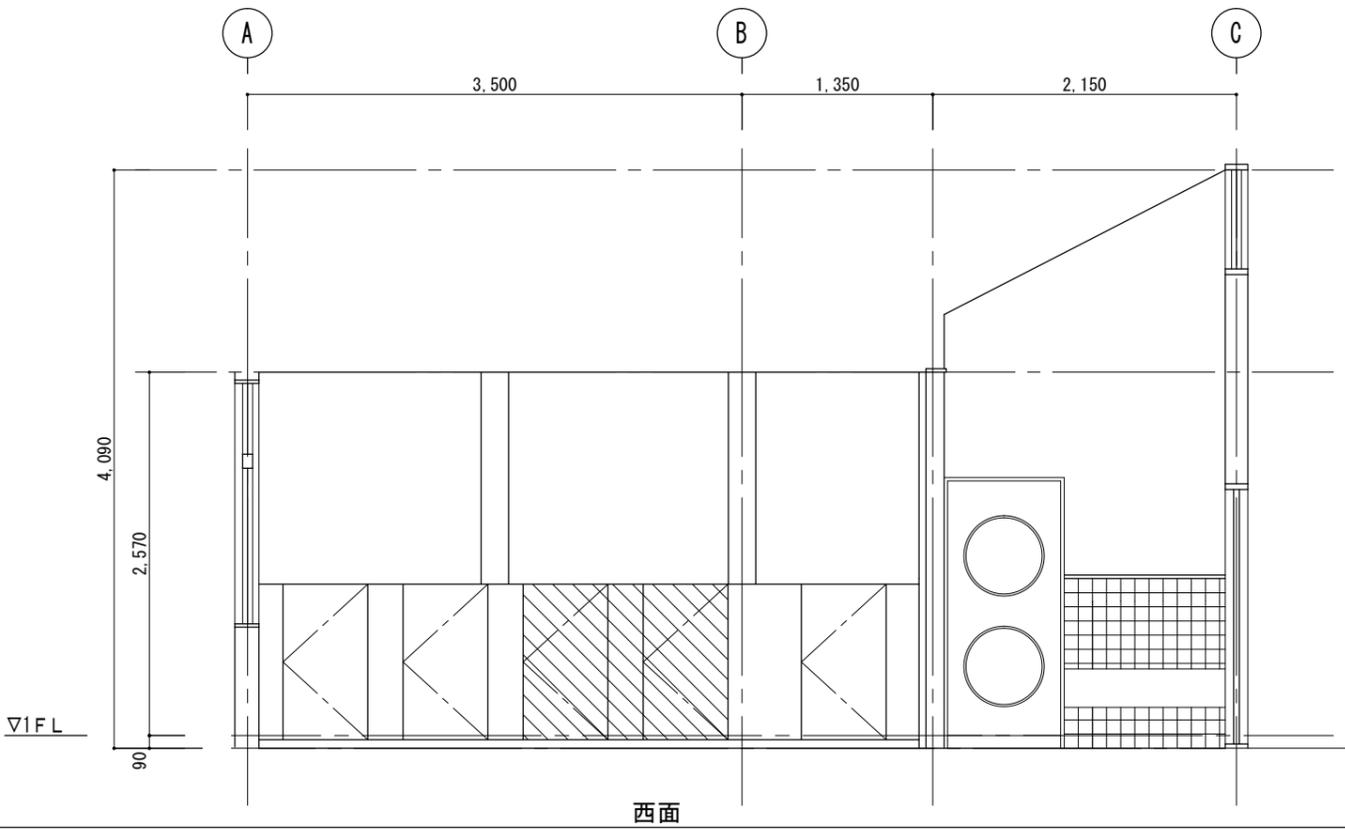
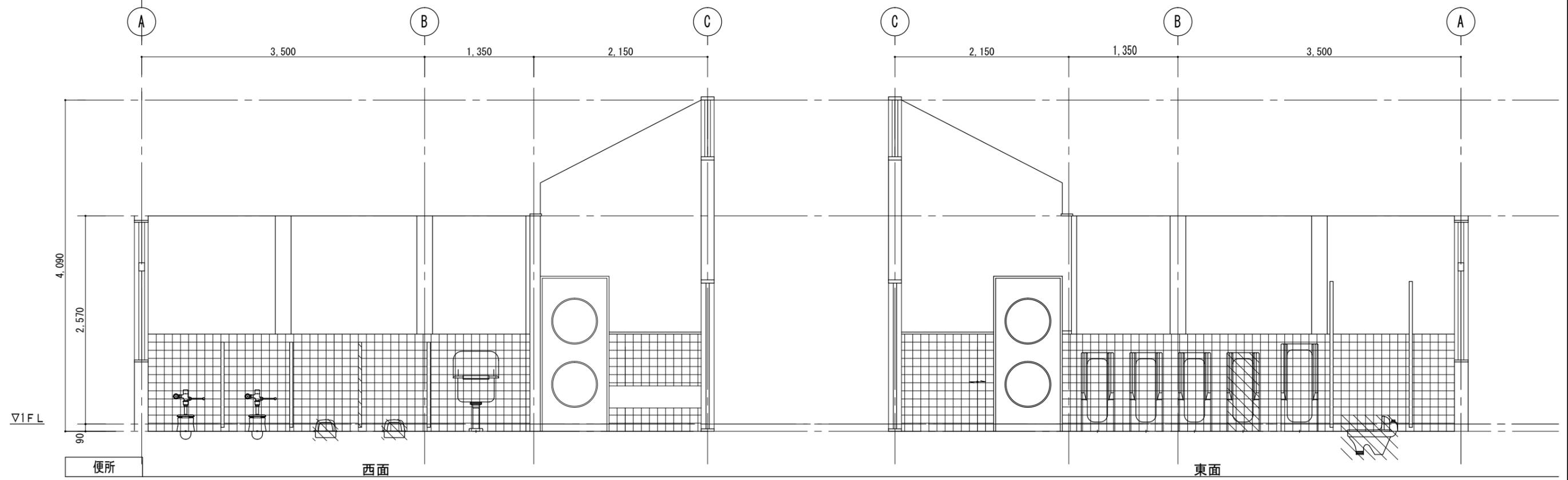


凡例

既設部分を示す

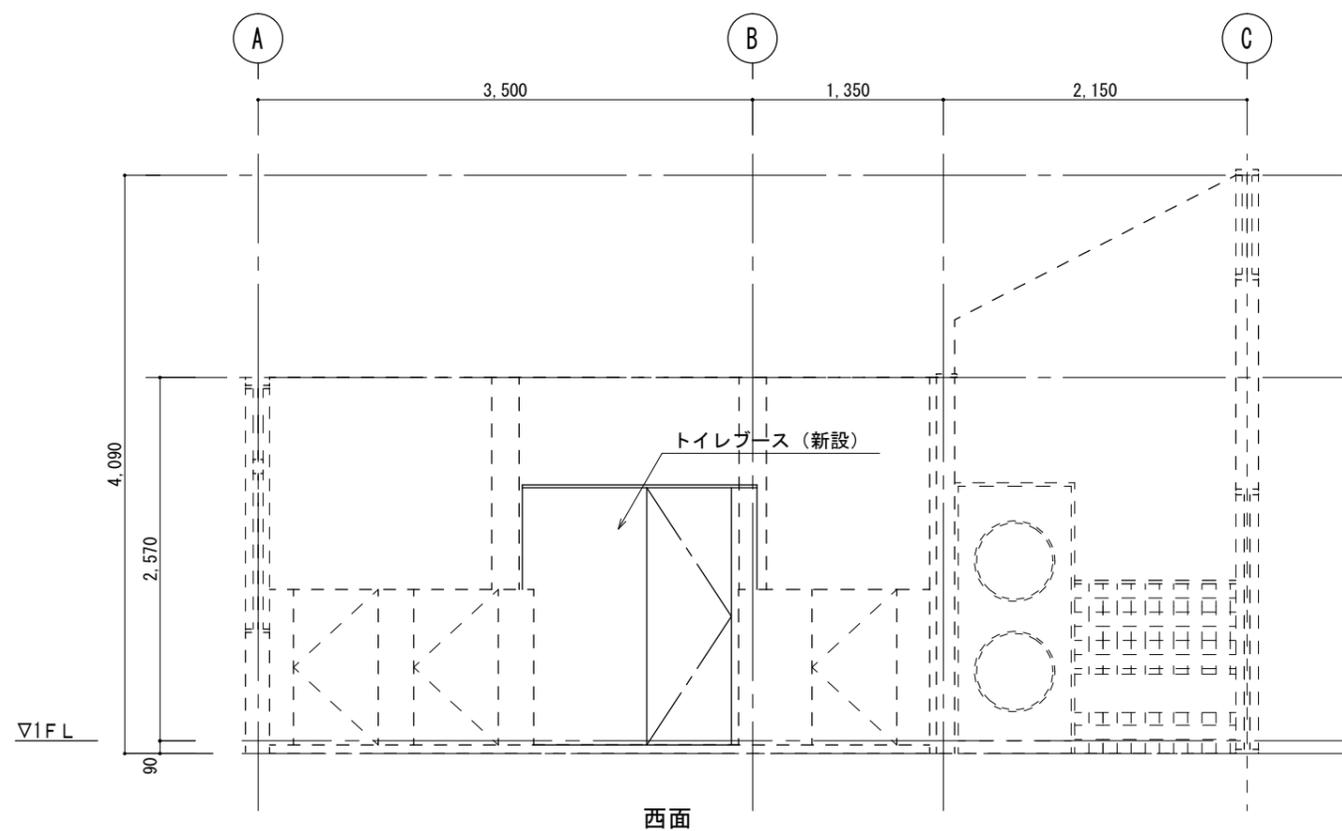
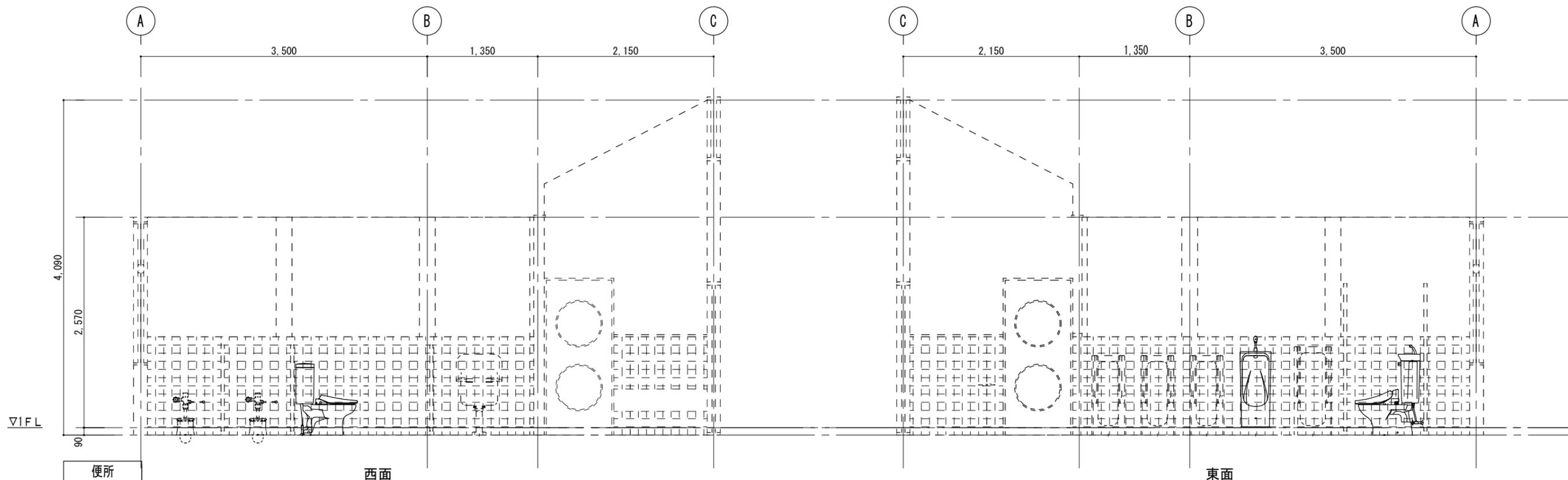


特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17 (1) 0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
						NAME	13	A-4 : 71%
						(改修後) 放課後児童クラブ 展開図		



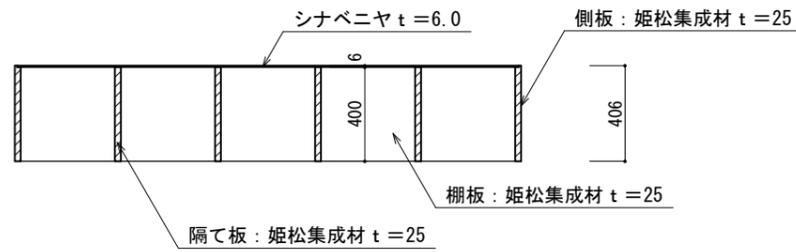
凡例
 撤去処分を示す

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17 (1) 0497号 岡田 建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO. A / 14	図面縮小率 A-3 : 100% A-4 : 71%
			CH.	CH.	DR.	1/50		

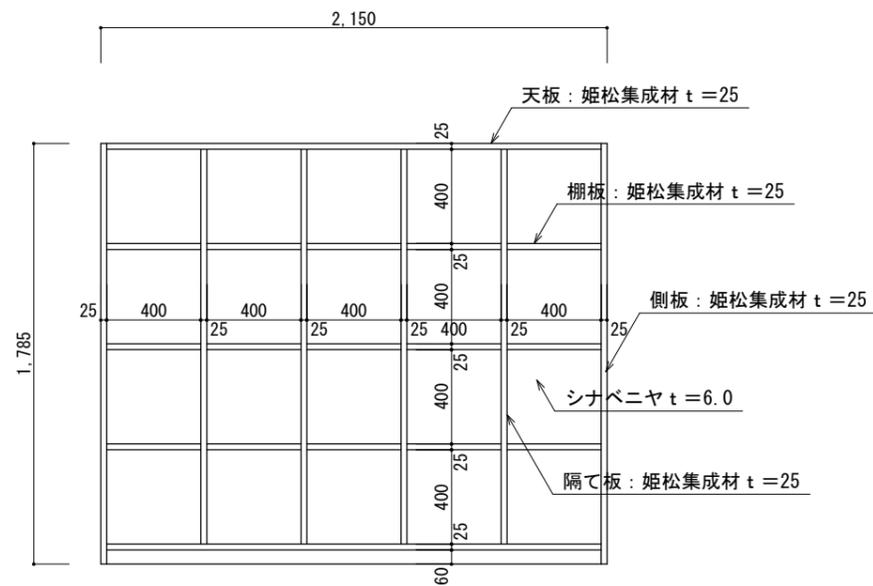


凡例
 [Dashed Box] 既設部分を示す

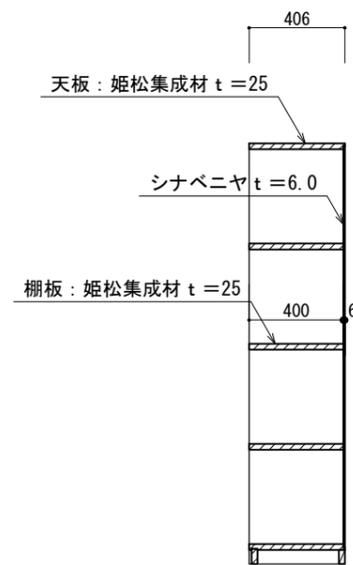
特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.		DR.		
					1/50	NAME	15	A-4: 71%
						(改修後) 便所 展開図		



平面図

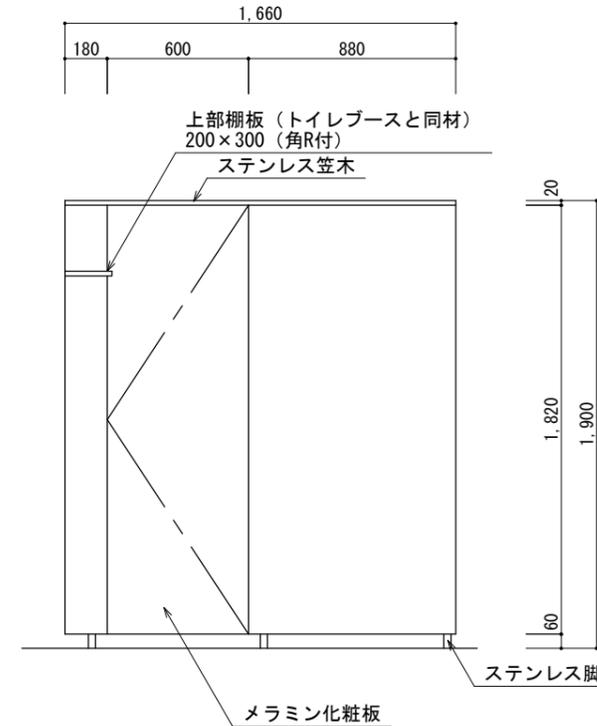


正面図

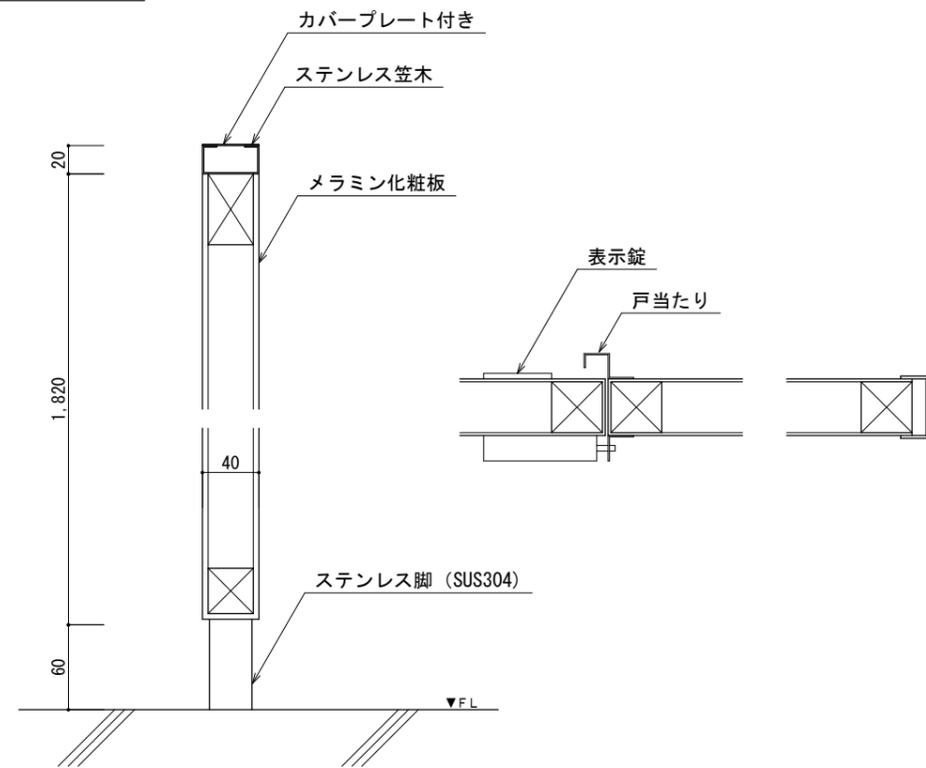


側面図

※塗装はOS塗



展開図 S=1/30



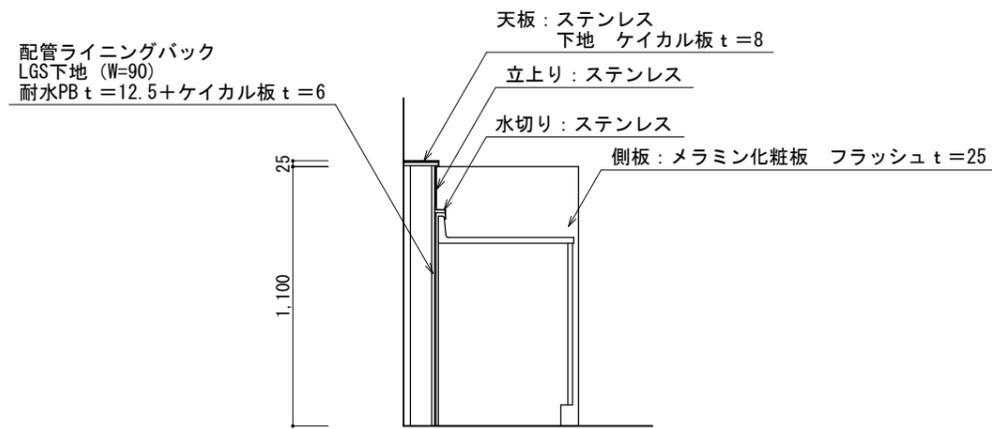
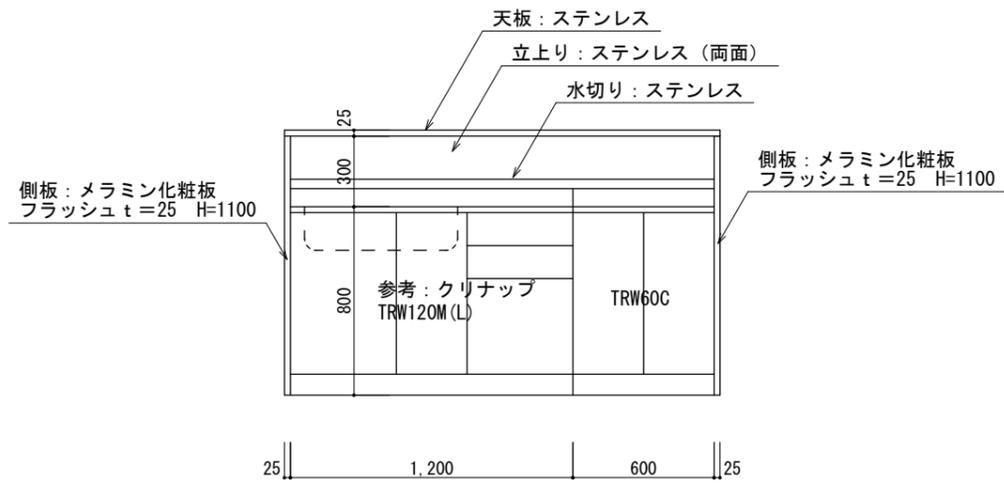
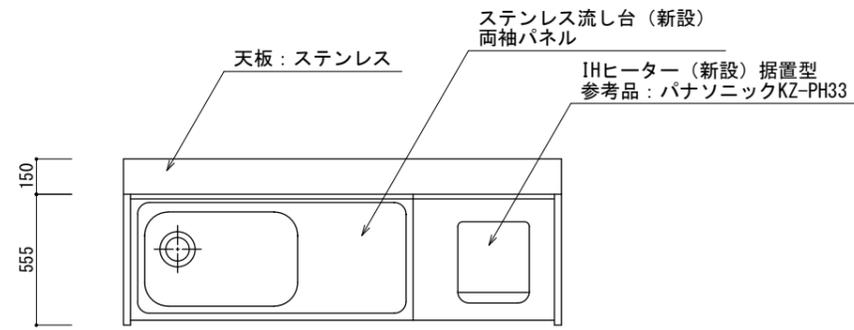
断面詳細図 S=1/5

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号
岡田建築設計事務所
 一級建築士 第102449号 岡田文夫

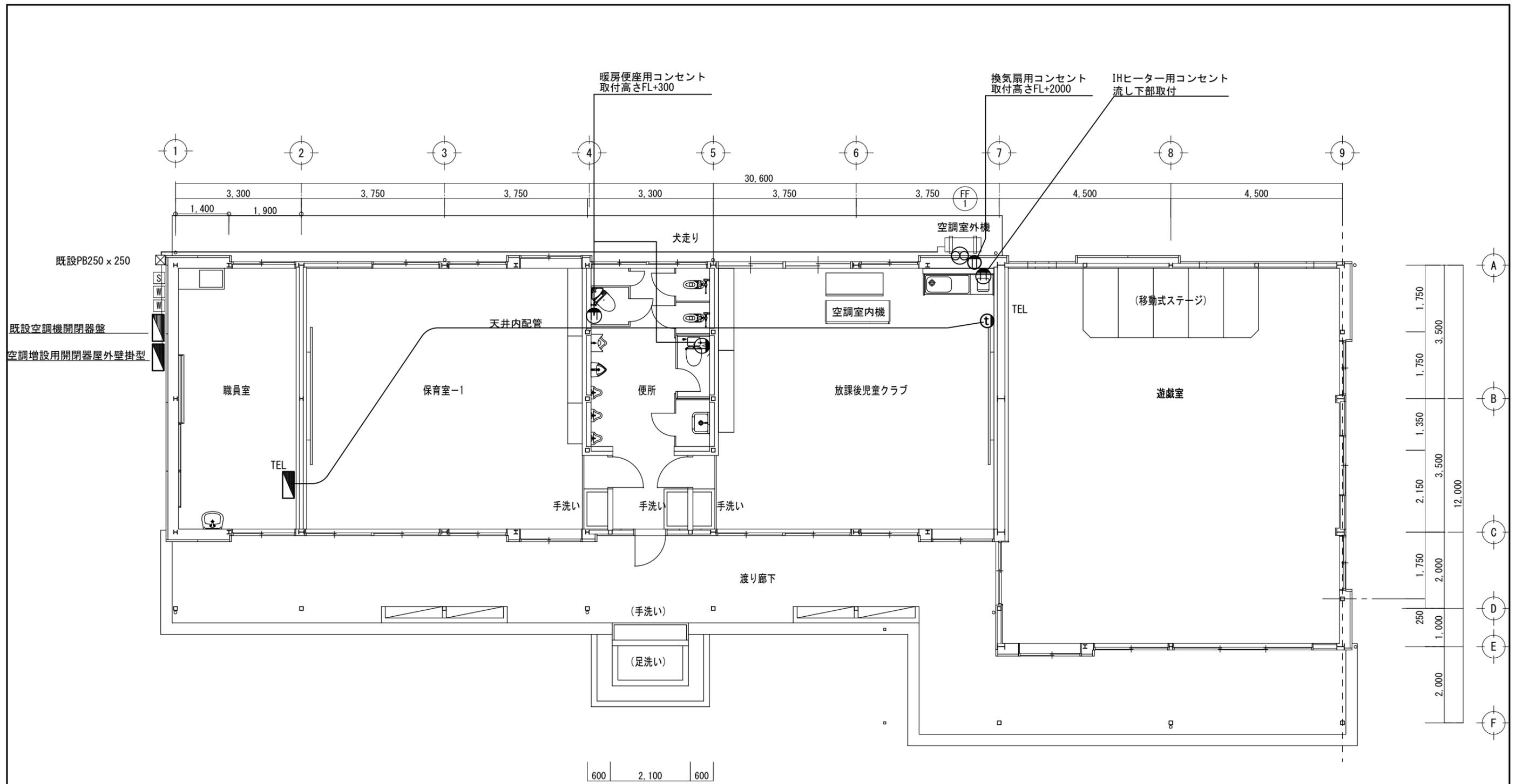
JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE
	2019.11.	1/30 1/5	小坂第2放課後児童クラブ新設工事
CH.	CH.	DR.	NAME
			ランドセル入れロッカー、トイレブース詳細図

NO.	図面縮小率
A	A-3: 100%
16	A-4: 71%



※特記なきステンレスはSUS304 t=1.0

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.	DR.	1/30		
							流し台 詳細図	17



換気扇仕様書			
記号	名称	仕様	台数
FF 1	換気扇 (放課後児童クラブ)	有効換気量 1130m ³ /h	1
		参考品番 : EX-30SC-S	
		開口 (300口)	
		鋼板製フード (シャッター付)	
		参考品番 : P-30CV5	
		防虫網 参考型番 : P-30KSP4	木枠 参考型番 : W-302

電気設備 平面図 S=1/100

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17 (1) 0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率 A-3 : 100% A-4 : 71%
			CH.	CH.	DR.	1/100		
						電気設備 平面図	02	

<p>1. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 <u>小坂第2放課後児童クラブ新設工事</u></p> <p>2. 工事場所 <u>三原市小坂町</u></p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法による延べ面積 (㎡)</th> <th>消防法施行令別表第一の区分</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>小坂幼稚園</td> <td>S造</td> <td>1</td> <td>241.20</td> <td>6 (二)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>4. 工事種目 (○印の付いたものを適用する)</p> <table border="1"> <tr> <th>建物別及び屋外</th> <th>工事種別</th> <th>屋外</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空調設備 ○ 換気設備 ・ 排煙設備 ・ 自動制御設備 ○ 衛生器具設備 ○ 給水設備 ○ 排水設備 ・ 給湯設備 ・ 消火設備 ・ ガス設備 ・ 特殊工具設備 ・ 厨房器具設備 ・ 浄化槽設備 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>5. 指定部分 ※ なし ・ あり(工期:平成 年 月 日)</p> <p>6. 設備概要 (改修工事の場合は既存の概要を示す。)</p> <table border="1"> <tr> <th>空調調和方式</th> <td>・ 空調調和 (・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式 ○ バック方式)</td> </tr> <tr> <th>主要熱源機器</th> <td>・ 銅製ボイラー ・ 鉄製ボイラー ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式) ・ ファンコイル ・ 吸収冷温水機 ・ 吸収冷温水機ユニット ・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ バック形空調調和機 ・ 床下ファンコイル空調調和機 ・ ファンコイルバック方式</td> </tr> <tr> <th>換気設備</th> <td>・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気</td> </tr> <tr> <th>排煙設備</th> <td>・ 機械排煙 (・ 有り ・ 無し) 適用法規 (・ 基準法 ・ 消防法)</td> </tr> <tr> <th>自動制御設備</th> <td>・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)</td> </tr> <tr> <th>給水方式</th> <td>○ 上水道 ・ 井水</td> </tr> <tr> <th>給水方式</th> <td>○ 水道直結方式 ・ 高架水槽方式 ・ ポンプ直送方式 ・ 増圧給水方式</td> </tr> <tr> <th>排水方式</th> <td>○ 自然流下 ・ ポンプ排水 (・ 汚物 ・ 汚水 ・ 雑排水 ・)</td> </tr> <tr> <th>放流先</th> <td>・ 直放流下水管 (・ 合流式 ・ 分流式) ・ 浄化槽 ・ 雑排水 ・ 直放流下水管 (・ 合流式 ・ 分流式) ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途排水</td> </tr> <tr> <th>給湯設備</th> <td>・ 有り (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無し</td> </tr> <tr> <th>消火設備</th> <td>・ 屋内消火栓 ・ 連結給水管 ・ 屋外消火栓 ・ 7リットル ・ 泡消火 ・ 連結給水装置 ・ フォト等用簡易自動消火装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不法性ガス消火 (・ 窒素 ・) ・ ハロゲン化物消火 ・ 無し</td> </tr> <tr> <th>ガス設備</th> <td>・ 都市ガス 種別 M.J / Nm³) ・ 液化石油ガス</td> </tr> <tr> <th>浄化槽設備</th> <td>・ 有り (・ 単独処理 ・ 小規模合併処理 ・ 合併処理) ・ 無し</td> </tr> </table> <p>II. 工事仕様</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下「標準図」という)による。</p> <p>(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。</p> <p>(3) 標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令等(条例含む)に抵触する場合は、関係法令等の遵守(1. 1. 14)を優先する。</p> <p>(4) 工事中及び竣工後、下記に示す調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。</p> <p>① 公共事業労務費調査…工事中に実施(調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等)</p> <p>② 完成施設事後調査(第1次調査)…引渡後概ね6ヵ月後</p> <p>③ 完成施設事後調査(第2次調査)…引渡後概ね1年後</p> <p>④ ①②③担保調査…建設工事請負契約第4.1条に定める期間内</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>1. 取扱</td> <td>本仕様書は、標準仕様書の一般共通事項の補足及び、追加項目をとりまとめたものである。 設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項(追加説明、質問回答書を含む) ②特記仕様書(図面記載のものを含む) ③設計図面(標準図を含む) ④標準仕様書(平成28年版)</td> </tr> <tr> <td>2. 優先順位</td> <td>官公署その他への手続きは、発注者が遅滞なく行い、これに要する費用は、すべて発注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務を提供し、これに直接要する費用を発注者が負担する。</td> </tr> <tr> <td>3. 官公署その他への手続き等</td> <td>建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に關し、常に緊密に連絡し、工事の円滑な進捗を図るものとする。</td> </tr> <tr> <td>4. 別契約の関係工事との協調</td> <td>約款第3条に規定する。工程計画表は管轄課で示す様式により、別契約の関係工事との取合いを調整したものを提出する。</td> </tr> <tr> <td>1. 工程表</td> <td>約款第3条に規定する。工程計画表は管轄課で示す様式により、別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ、各現場代理人捺印のうえ提出する。</td> </tr> <tr> <td>2. 施工図等</td> <td>当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建物に限り使用権は発注者に移譲するものとする。</td> </tr> <tr> <td>3. 施工計画書</td> <td>工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。</td> </tr> </table>						建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考	小坂幼稚園	S造	1	241.20	6 (二)																				建物別及び屋外	工事種別	屋外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調設備 ○ 換気設備 ・ 排煙設備 ・ 自動制御設備 ○ 衛生器具設備 ○ 給水設備 ○ 排水設備 ・ 給湯設備 ・ 消火設備 ・ ガス設備 ・ 特殊工具設備 ・ 厨房器具設備 ・ 浄化槽設備 			空調調和方式	・ 空調調和 (・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式 ○ バック方式)	主要熱源機器	・ 銅製ボイラー ・ 鉄製ボイラー ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式) ・ ファンコイル ・ 吸収冷温水機 ・ 吸収冷温水機ユニット ・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ バック形空調調和機 ・ 床下ファンコイル空調調和機 ・ ファンコイルバック方式	換気設備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気	排煙設備	・ 機械排煙 (・ 有り ・ 無し) 適用法規 (・ 基準法 ・ 消防法)	自動制御設備	・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)	給水方式	○ 上水道 ・ 井水	給水方式	○ 水道直結方式 ・ 高架水槽方式 ・ ポンプ直送方式 ・ 増圧給水方式	排水方式	○ 自然流下 ・ ポンプ排水 (・ 汚物 ・ 汚水 ・ 雑排水 ・)	放流先	・ 直放流下水管 (・ 合流式 ・ 分流式) ・ 浄化槽 ・ 雑排水 ・ 直放流下水管 (・ 合流式 ・ 分流式) ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途排水	給湯設備	・ 有り (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無し	消火設備	・ 屋内消火栓 ・ 連結給水管 ・ 屋外消火栓 ・ 7リットル ・ 泡消火 ・ 連結給水装置 ・ フォト等用簡易自動消火装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不法性ガス消火 (・ 窒素 ・) ・ ハロゲン化物消火 ・ 無し	ガス設備	・ 都市ガス 種別 M.J / Nm ³) ・ 液化石油ガス	浄化槽設備	・ 有り (・ 単独処理 ・ 小規模合併処理 ・ 合併処理) ・ 無し	項目	内容	1. 取扱	本仕様書は、標準仕様書の一般共通事項の補足及び、追加項目をとりまとめたものである。 設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項(追加説明、質問回答書を含む) ②特記仕様書(図面記載のものを含む) ③設計図面(標準図を含む) ④標準仕様書(平成28年版)	2. 優先順位	官公署その他への手続きは、発注者が遅滞なく行い、これに要する費用は、すべて発注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務を提供し、これに直接要する費用を発注者が負担する。	3. 官公署その他への手続き等	建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に關し、常に緊密に連絡し、工事の円滑な進捗を図るものとする。	4. 別契約の関係工事との協調	約款第3条に規定する。工程計画表は管轄課で示す様式により、別契約の関係工事との取合いを調整したものを提出する。	1. 工程表	約款第3条に規定する。工程計画表は管轄課で示す様式により、別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ、各現場代理人捺印のうえ提出する。	2. 施工図等	当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建物に限り使用権は発注者に移譲するものとする。	3. 施工計画書	工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。	<p>4. 工程報告</p> <p>5. 工事実績情報の登録</p> <p>補償</p> <p>1. 工事中</p> <p>2. 工事後</p> <p>管理</p> <p>1. 完成引渡しまでの管理</p> <p>機器及び材料</p> <p>1. 主要資材購入先名簿の届出</p> <p>2. 機器の取扱い等</p> <p>記</p> <p>① 完成時の提出書類等</p> <p>② 工事に関する写真</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>1) 区分は●を、項目は番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項のうち選択する事項は○の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。○印 ※印の場合は両方を適用する。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">●</td> <td>1. 電子納品</td> <td>電子成果品を「営繕工事電子納品要領(以下、要領という)」に基づき作成する。 (1) 工事管理747 (2) 完成図・施工図 (3) 完成写真 (4) 保全に関する資料(協議) (5) 発生材関係資料(協議) ※電子納品対象データは同要領に基づき、変更がある場合は監督員との協議で決定する。</td> </tr> <tr> <td>2. 工事中情報共有システム</td> <td>(1) 本工事は、発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html</td> </tr> <tr> <td>3. 材料・機材の品質等</td> <td>本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">●</td> <td>4. 監督員事務所</td> <td>※ 設けない ・ 設ける (号) m程度</td> </tr> <tr> <td>5. 工用電力、水その他</td> <td>本工事に必要な工用電力、水などの費用は発注者の負担とする。官公庁への継手続きなどの費用は発注者の負担とする。</td> </tr> <tr> <td>6. 工事現場の表示</td> <td>現場の見やすい位置に監督員が指示する次の表示板を設置する。 ※ 工事名等の表示板 (900mm×600mm) ※ 工事概要等の説明看板 (900mm×600mm)</td> </tr> <tr> <td>7. 工事用仮設備</td> <td>作業期間、交通誘導員を (人/日) 配置すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">●</td> <td>8. 交通誘導員</td> <td>・ 説明書 (監督員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。)</td> </tr> <tr> <td>9. 説明板等</td> <td>・ 説明板 (監督員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明書を作成する。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">●</td> <td>10. 技能士の適用</td> <td>○ 配管施工 (配管工事) ・ 冷凍、空調調和機器施工 (冷凍空調機の据付) ○ 熱絶縁施工 (保温工事) ・ 建築板金施工 (ダクトの製作及び取付)</td> </tr> </table>	区分	項目	特記事項	●	1. 電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領(以下、要領という)」に基づき作成する。 (1) 工事管理747 (2) 完成図・施工図 (3) 完成写真 (4) 保全に関する資料(協議) (5) 発生材関係資料(協議) ※電子納品対象データは同要領に基づき、変更がある場合は監督員との協議で決定する。	2. 工事中情報共有システム	(1) 本工事は、発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html	3. 材料・機材の品質等	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。	●	4. 監督員事務所	※ 設けない ・ 設ける (号) m程度	5. 工用電力、水その他	本工事に必要な工用電力、水などの費用は発注者の負担とする。官公庁への継手続きなどの費用は発注者の負担とする。	6. 工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督員が指示する次の表示板を設置する。 ※ 工事名等の表示板 (900mm×600mm) ※ 工事概要等の説明看板 (900mm×600mm)	7. 工事用仮設備	作業期間、交通誘導員を (人/日) 配置すること。	●	8. 交通誘導員	・ 説明書 (監督員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。)	9. 説明板等	・ 説明板 (監督員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明書を作成する。)	●	10. 技能士の適用	○ 配管施工 (配管工事) ・ 冷凍、空調調和機器施工 (冷凍空調機の据付) ○ 熱絶縁施工 (保温工事) ・ 建築板金施工 (ダクトの製作及び取付)	<p>11. 土工事</p> <p>(1) 埋戻し土は ・ 山砂の類 ※ 根切り土の中の良質土 (ヒューム管以外の管の周囲は山砂の類)</p> <p>(2) 建設発生土 ※ 場外指示の場所に処分 ・ 場外搬出適切処理 ・ 場内指示の場所に敷き均し ・ 場内指示の場所に堆積 ・ 当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所 ※当該工事により発生する発生土は、「建設発生土処分一覧表」に掲載されている施設がなければ搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費受入費 (平日の受入費用) の合計が、最も経済的になる建設リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地 (一時堆積も含む) を見込んで、したがって、正当な理由がある場合を除き埋立処分に関する費用は変更しない。なお、工事後明らかになったやむを得ない事情により、上記の仕様により難い場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>引渡しを要するもの ※ 無し ・ 有り (・ 機器類 ・ 配管類) 特別管理産業廃棄物 ※ 無し ・ 有り () 再生資源の利用を図るもの ※ 無し ・ 有り ()</p> <p>(1) 本工事で発生した建設発生土は、広島県(環境県民局)及び保健所設置政令市等(広島市、呉市、福山市)が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設(許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設)で処理すること。ただし、建設発生土が、破砕等(選別を含む)により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則、県内処分)</p> <p>(2) 本工事に於ける再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前記(1)に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用(単価)は変更しない。</p> <p>(3) 本工事で発生する建設発生土のうち、広島県内の最終処分場へ搬入する建設発生土については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるもの、適正に処理すること。なお、本工事で、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。下記項目の総合調整を行い測定を監督員に提出する。(部) ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気温度の測定 ・ 騒音の測定 ・ 振動の測定 ・ 室内の気流及び塵埃の測定 ・ 浄化槽の放流水水質 ・ 飲料水の水質の測定</p> <p>測定箇所等は監督員との協議による。</p> <p>機器類は、図示する形状及び配管等の取りだし位置により、特定製造者の特定の製品を指示、限定しない。</p> <p>(1) 機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。</p> <p>(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。</p> <p>・ 給水引込負担金 (加入金及び納付金等を含む) 円 ・ 下水道等接続負担金 (・ 本工事 ・ 別途) 円 ・ (・ 本工事 ・ 別途) 円</p> <p>(1) EMケーブルで規格等の記載のないものは、Hケーブル及び鉛を含みない材料で構成されたものとし、電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編 1. 5. 1表4. 1. 1による。</p> <p>(2) 電線の色別は、原則として標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)による。</p> <p>(3) 合成樹脂製可換管を使用する場合は、PFI重管とする。</p> <p>(4) ケーブルの接続は湿気の無い室内端子渡しとし、湿気の有る槽内でのケーブル接続は基本として行わない。</p> <p>※ 標準仕様書を適用するほか、下記の部分を除き原則塗装を行う。 埋設されるもの(ただし、防食塗装部分を除く) 垂鉛めっきされる部分 めっき仕上げ面 垂鉛めっきされたもので、常時晒へされる部分 垂鉛めっきされた金属電線管、鋼製架台及び支持金物類 樹脂コーティング等をしたもので、常時晒へされる部分 特殊な意匠的表面仕上げ処理を施した面 アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム-垂鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面 鉛-垂鉛鉄板面</p> <p>・ 下記の設備室等の垂鉛メッキを施した配管、ダクト及び支持金物、ダクト構成部材の塗装は行わない。(配管ネジ接合部、鋼材類等の錆止め塗装を除く)</p> <p>(・ 機械室 ・ 電気室 ・ 倉庫、書庫 ・ P.S.D.S)</p> <p>標準仕様書によるほか下記を適用する。</p> <p>(1) 暖房熱源機器室内の配管の保温材で、ポリスチレンフォーム保温材とあるものは同じ施工種別のロックウールまたはグラスウール保温材を使用する。</p> <p>(2) 屋内露出の合成樹脂製加へ(※加へ-1 ・ 加へ-2)とする。</p> <p>(3) 屋内露出 (・ 機械室 ・ 書庫 ・ 倉庫 ・ 管廊) の配管、ダクトの保温は「屋内露出(一般居室、廊下)仕上げ」に該当する。 (・ 機械室 ・ 倉庫 ・ 倉庫 ・ 倉庫) (・ 合成樹脂製加へ- (※加へ-1 ・ 加へ-2)) 屋内露出 ○ ステンレス鋼板巻き(冷媒管に断熱材被覆管使用する時は整形用としてケブラーを使用する。) ○ 保温化加へ (・ 耐候方樹脂製 ・ アルミ合金製) ○ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製</p> <p>(5) 共同溝の保温種別</p> <p>(6) 全熱交換器用の 給気ダクト (・ 外気側 ・ 室内側) は保温 (2.5mm厚) する。 排気ダクト (・ 外気側壁面より m) は保温 (2.5mm厚) する。</p> <p>(7) 厨房用(レンジフード含む)排気ダクトの断熱(耐燃部) ※ I (イ) IX 又は h (イ) IX ・ 行わない</p> <p>標準図 施工3による。 ※ 合成ゴム製 (球形) ・ ベローズ製 (ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ) ・ ポリテトラフルオロエチレン樹脂製 ※ ベローズ製 ・ スリプ形</p> <p>2.2. 伸縮継手</p> <p>2.3. 弁類</p>	<p>24. 埋設表示</p> <p>はつり工事 補修など 支持金物 固定金具</p> <p>配管の建物導入部</p> <p>29. 管端防食継手</p> <p>30. 配管附属品</p> <p>31. ポンプの電動機</p> <p>32. 他工事との他取合い</p> <p>3. 耐震措置</p> <p>(1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地球係数 ※1.0 ・ 0.9 ・ 0.8とし、次に示す設計用標準水平地震度を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>一般の施設</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋上及び塔屋</td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下及び1階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 重要機器は次のものを示す。 ・ 給水機器 () ・ 排水機器 () ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防炎機器 ・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器</p> <p>(2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。 ・ ガス配管 ・ 冷却水配管 非破壊検査の適用 ※ 無し ・ 有り (・ 放射線透過検査 ・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査) 抜取り率は、標準仕様書による % 撤去する配管、ダクトの保温は取外す。 呼径60S u以下の継手は、SAS322による拡管式とする。</p> <p>3.7. 鋼管類の防食処理</p> <p>3.8. 天井仕上区分</p> <p>3.9. 砂の取扱</p> <p>4.0. 足場</p> <p>4.1. 施工条件</p> <p>4.2. 施工調査</p> <p>4.3. 非破壊検査</p> <p>現場説明書による。 ・ 施工に先立ち、改修工事関連部分(施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分)の事前確認を行い監督職員に報告書提出する。 はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。検査方法は電磁誘導式を原則とする。 放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員員の指示により、検査費は別途とする。</p> <p>4.4. その他</p> <p>○ 小口徑挿、弁ボックス、散水栓ボックス等はコンクリート巻仕上げ上にて施工。(但し鋪装等の仕上げ部分は除く。)(施工の際は鉄筋又は金網で補強を入れること。) ・ 水栓は節水コマ付きを採用する。 ・ 水栓ハンドルは極力レバー式を採用する。 本工事の施工に当たり、東洋ゴム化工品(株)又はニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には、使用するまでに第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。</p>	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	一般の施設	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	屋上及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	地下及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考																																																																																																																																																																			
小坂幼稚園	S造	1	241.20	6 (二)																																																																																																																																																																				
建物別及び屋外	工事種別	屋外																																																																																																																																																																						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調設備 ○ 換気設備 ・ 排煙設備 ・ 自動制御設備 ○ 衛生器具設備 ○ 給水設備 ○ 排水設備 ・ 給湯設備 ・ 消火設備 ・ ガス設備 ・ 特殊工具設備 ・ 厨房器具設備 ・ 浄化槽設備 																																																																																																																																																																								
空調調和方式	・ 空調調和 (・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式 ○ バック方式)																																																																																																																																																																							
主要熱源機器	・ 銅製ボイラー ・ 鉄製ボイラー ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式) ・ ファンコイル ・ 吸収冷温水機 ・ 吸収冷温水機ユニット ・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ バック形空調調和機 ・ 床下ファンコイル空調調和機 ・ ファンコイルバック方式																																																																																																																																																																							
換気設備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気																																																																																																																																																																							
排煙設備	・ 機械排煙 (・ 有り ・ 無し) 適用法規 (・ 基準法 ・ 消防法)																																																																																																																																																																							
自動制御設備	・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)																																																																																																																																																																							
給水方式	○ 上水道 ・ 井水																																																																																																																																																																							
給水方式	○ 水道直結方式 ・ 高架水槽方式 ・ ポンプ直送方式 ・ 増圧給水方式																																																																																																																																																																							
排水方式	○ 自然流下 ・ ポンプ排水 (・ 汚物 ・ 汚水 ・ 雑排水 ・)																																																																																																																																																																							
放流先	・ 直放流下水管 (・ 合流式 ・ 分流式) ・ 浄化槽 ・ 雑排水 ・ 直放流下水管 (・ 合流式 ・ 分流式) ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途排水																																																																																																																																																																							
給湯設備	・ 有り (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無し																																																																																																																																																																							
消火設備	・ 屋内消火栓 ・ 連結給水管 ・ 屋外消火栓 ・ 7リットル ・ 泡消火 ・ 連結給水装置 ・ フォト等用簡易自動消火装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不法性ガス消火 (・ 窒素 ・) ・ ハロゲン化物消火 ・ 無し																																																																																																																																																																							
ガス設備	・ 都市ガス 種別 M.J / Nm ³) ・ 液化石油ガス																																																																																																																																																																							
浄化槽設備	・ 有り (・ 単独処理 ・ 小規模合併処理 ・ 合併処理) ・ 無し																																																																																																																																																																							
項目	内容																																																																																																																																																																							
1. 取扱	本仕様書は、標準仕様書の一般共通事項の補足及び、追加項目をとりまとめたものである。 設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項(追加説明、質問回答書を含む) ②特記仕様書(図面記載のものを含む) ③設計図面(標準図を含む) ④標準仕様書(平成28年版)																																																																																																																																																																							
2. 優先順位	官公署その他への手続きは、発注者が遅滞なく行い、これに要する費用は、すべて発注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務を提供し、これに直接要する費用を発注者が負担する。																																																																																																																																																																							
3. 官公署その他への手続き等	建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に關し、常に緊密に連絡し、工事の円滑な進捗を図るものとする。																																																																																																																																																																							
4. 別契約の関係工事との協調	約款第3条に規定する。工程計画表は管轄課で示す様式により、別契約の関係工事との取合いを調整したものを提出する。																																																																																																																																																																							
1. 工程表	約款第3条に規定する。工程計画表は管轄課で示す様式により、別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ、各現場代理人捺印のうえ提出する。																																																																																																																																																																							
2. 施工図等	当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建物に限り使用権は発注者に移譲するものとする。																																																																																																																																																																							
3. 施工計画書	工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。																																																																																																																																																																							
区分	項目	特記事項																																																																																																																																																																						
●	1. 電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領(以下、要領という)」に基づき作成する。 (1) 工事管理747 (2) 完成図・施工図 (3) 完成写真 (4) 保全に関する資料(協議) (5) 発生材関係資料(協議) ※電子納品対象データは同要領に基づき、変更がある場合は監督員との協議で決定する。																																																																																																																																																																						
	2. 工事中情報共有システム	(1) 本工事は、発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html																																																																																																																																																																						
	3. 材料・機材の品質等	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。																																																																																																																																																																						
●	4. 監督員事務所	※ 設けない ・ 設ける (号) m程度																																																																																																																																																																						
	5. 工用電力、水その他	本工事に必要な工用電力、水などの費用は発注者の負担とする。官公庁への継手続きなどの費用は発注者の負担とする。																																																																																																																																																																						
	6. 工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督員が指示する次の表示板を設置する。 ※ 工事名等の表示板 (900mm×600mm) ※ 工事概要等の説明看板 (900mm×600mm)																																																																																																																																																																						
	7. 工事用仮設備	作業期間、交通誘導員を (人/日) 配置すること。																																																																																																																																																																						
●	8. 交通誘導員	・ 説明書 (監督員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。)																																																																																																																																																																						
	9. 説明板等	・ 説明板 (監督員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明書を作成する。)																																																																																																																																																																						
●	10. 技能士の適用	○ 配管施工 (配管工事) ・ 冷凍、空調調和機器施工 (冷凍空調機の据付) ○ 熱絶縁施工 (保温工事) ・ 建築板金施工 (ダクトの製作及び取付)																																																																																																																																																																						
	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	一般の施設																																																																																																																																																																			
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																			
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																																																																																			
屋上及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																			
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																			
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																			
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																			
地下及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																																																																																			
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																			
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																			

<p>1. 特記事項</p>	<p>訂正事項</p>
<p>一般建築士事務所 広島県知事登録17(1)第0497号</p> <p>岡田建築設計事務所</p> <p>一般建築士 第102449号 岡田文夫</p>	

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE
CH.	P.L.	D.R.	NAME
<p>2019. 11.</p> <p>小坂第2放課後児童クラブ新設工事</p> <p>機械設備工事特記仕様書(共通仕様)</p>			

NO.	図面縮小率
M	A-2: 100%
01	A-3: 71%
	A-4: 50%

注 1) 区分は、●を、項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 2) 特記事項のうち選択する事項は ○ の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。○印の印は両方を適用する。

区分	項目	特記事項
衛生設備	1. 大便器・小便器 2. 小便器用洗浄水節水装置 3. 自動水栓 4. 和風大便器の耐火処理 5. 衛生器具と排水管接続	陶製注意板は、取付ける(・自動洗浄小便器は除く)・取付けない ※個別感知方式(電源供給方式 ※ AC100V ・乾電池 ・流水発電形) 工事範囲は、電気一次側配管配線を除きすべて本工事とする。 電源供給方式 ※ AC100V ・乾電池 ・流水発電形 標準図(施工66(b)) ※ (2) ・ (1)
給水設備	1. 量水器 2. 量水器樹 3. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による	(1) 親メーター ※ 借用 ・ 買取り (2) 子メーター ※ 買取り ・ 借用 (1) 親メーター用 ※ 水道事業者の指定品 ・ 標準図(機材57) (2) 子メーター用 ※ 標準図(機材57) ・ 水道事業者の指定品 (1) 一般配管用 ※ 塩ビライニング鋼管(SGP-VB) (SGP-FVB) ・ ポリ粉体鋼管(SGP-PA) (SGP-FPA) ・ ステンレス鋼管(SUS304) ・ ステンレス鋼管(SUS316) ・ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(H1VP) (2) 土間配管用 ※ 塩ビライニング鋼管(SGP-VD) (SGP-FVD) ・ ポリ粉体鋼管(SGP-PD) (SGP-FPD) ・ ステンレス鋼管(SUS304) ・ ステンレス鋼管(SUS316) ・ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(H1VP) (3) 屋外土中用 ※ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(H1VP) ・ 塩ビライニング鋼管(SGP-VD) (SGP-FVD) ・ ポリ粉体鋼管(SGP-PD) (SGP-FPD) ・ ステンレス鋼管(SUS304) ・ ステンレス鋼管(SUS316) ・ 水道用ポリエチレン二層管(50A以下) ・ 水道用ポリエチレン管(75~150A) ・ ステンレス鋼管(SUS304) ・ ステンレス鋼管(SUS316) (4) ビニル管の接合方法 ※ 接着接合 ・ ゴム輪接合 (5) ねじ管の接合方法 50A以下 ・ 融着継手 ・ 金属継手 75A以上融着継手 (6) ゴム輪接合の場合、直管以外の継手部には離脱防止金具付とする。 (7) 特記なき給水管の最小口径は20Aとする。 (8) ステンレス鋼管を使用する場合は下記の水質の確認を行う。 電気伝導率、Mアルカリ度、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、全硬度、重炭酸イオン、遊離炭酸、塩素イオン、シリカ、蒸発残留物 4. 弁類 (1) 公営水道に直結する配管に使用するものは、JIS又はJV(10K)とする。 (2) 高置タンク以降の配管に使用するものは、JIS又はJV(5K)とする。ただし、特記部分は(10K)とする。 (3) 給水引込み部の ・ 止水栓 ・ 弁類 は水道事業者の指定品とする。 銅板製、ステンレス製タンクの保温 ・ 施工しない 6. 共通仕様書による(附属品を含む) ・ 水道事業者指定品 7. 水栓柱 ※ 合成樹脂製 ・ 人造石とぎ出し製 ・ アルミニウム合金製 (1) 屋外の水栓は ・ キーハンドル ・ 一般水栓 (2) 台所流し用の水栓は泡沫式とする。 FRP製及びびん製水栓(保温形)は、マンホールも保温形とする。
排水設備	1. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による	(1) 屋内汚水管 ※ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ 耐火二層硬質塩化ビニル管(VP)(第1樹まで含む) ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ 鉛管 ・ コーティング鋼管(・ノントールエポキシ ・ 塩化ビニル) ・ 建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF-VP) (2) 屋内雑排水管 ※ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ 耐火二層硬質塩化ビニル管(VP)(第1樹まで含む) ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管) ・ 鉛管 ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管(・ノントールエポキシ ・ 塩化ビニル) ・ 建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF-VP) (3) 通気管 ※ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ 耐火二層硬質塩化ビニル管(VP) ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管) ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ 建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF-VP) (4) 屋外排水管 ※ 硬質塩化ビニル管(VU) ○ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ コンクリート管(外圧1種B形) ・ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(H1VP) ・ 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管(REP-VU) ・ 下水道用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RS-VU) 2. グリース阻集器 ※ 工場製作品(※ SUS製 ・ 鋳鉄製 ・ FRP製) ・ 現場施工品 ・ 耐火被覆 ・ 標準図(施工66(a))を施工する。 ・ 施工しない
ガス設備	1. 配管材料 2. 液化石油ガス容器 3. ガスメーター 4. 容器廻りの配管 5. 容器転倒防止 6. ガス漏れ警報器 7. 漏洩検知装置 8. 配管支持金物 9. その他	(1) 一般配管用 ※ 配管用炭素鋼鋼管(白管) ・ (2) 一般配管(ピット内) ※ 合成樹脂被覆鋼管 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白) (3) 土間配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管 ・ ガス用ポリエチレン管(JIS-K6774) (4) 屋外土中配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管 ・ ガス用ポリエチレン管(JIS-K6774) ・ 10Kg ・ 20Kg ・ 50Kg ・ 本 ※ 借用 ・ 買取り (1) 親メーターは ・ ガス事業者より借用 ・ 買取り (2) 子メーターは ※ 買取り ・ ガス事業者より借用 (3) 子メーターの計量方式は ※ 直読 ・ 遠隔表示 自動切替方式で施工方法は標準図(施工72)の ・ (a) ・ (b) ・ (c) 施工方法は標準図(施工73)の ・ (a) ・ (b) ※ 要(取付位置は図示による。外部出力端子 ・ 不要 ・ 要) ・ 不要 警報器から制御器、遮断弁(又はマイコンメーター端子)までの電線管は ・ 別途電気工事 ・ 本工事 ・ 流量検知式(切替形又は圧力監視形) ・ 圧力検知式 ビニール被覆支持金物、又は配管クランプ部を電食防止テープ巻き 都市ガスはガス供給事業者の供給約款による。

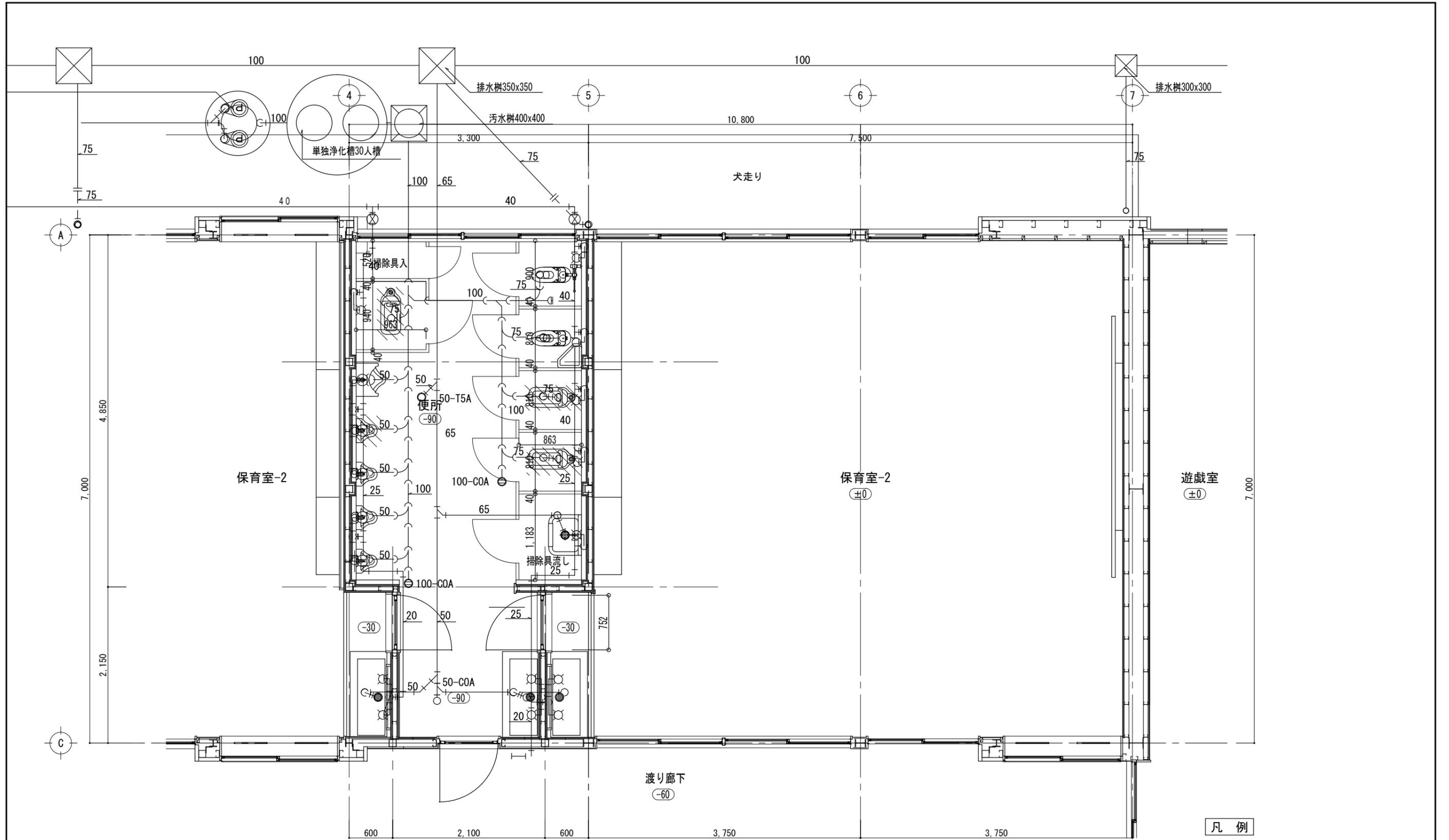
1. 配管材料	※ 保温付き被覆鋼管 ・ 鋼管 ・ 耐熱性ライニング鋼管 ・ ステンレス鋼管 ※ 湯沸器、給湯器廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。
2. 弁類	※ JIS又はJV(5K)とする。ただし、水道直結部分及び特記部分は(10K)とする。
3. 保温	湯沸器の給排水箇の隠ぺい箇所は保温を行う。 h(イ)Ⅹ
1. 消火栓弁の耐圧	※ 10K ・ 16K
2. 配管材料	(1) 屋内消火栓 一般配管用 ※ 配管用炭素鋼鋼管(白管) ・ 一般配管(ピット内) ※ 外面被覆鋼管 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管) ・ 土中配管用(土間を含む) ※ 外面被覆鋼管 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管) (2) 連結送水管 一般配管用 ※ 圧力配管用炭素鋼鋼管 ・ 一般配管(ピット内) ※ 外面被覆鋼管 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(白管) ・ 土中配管用(土間を含む) ※ 外面被覆鋼管 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管
3. 保温	(1) 呼水タンクの保温 ※ 施工しない ・ 施工する (2) 充水タンクの保温 ※ 施工しない ・ 施工する (3) 消火配管の保温は次による。 ・ 屋内消火栓 ※ 施工しない ・ 施工する(・ 屋外露出 ・ 給水管に準じる範囲) ・ スプリンクラー ※ 施工しない ・ 施工する(・ 屋外露出 ・ 給水管に準じる範囲) ・ 連結送水 ※ 施工しない ・ 施工する(・ 屋外露出 ・ 給水管に準じる範囲) ・ 連結放水 ※ 施工しない ・ 施工する(・ 屋外露出 ・ 給水管に準じる範囲) ・ 屋内消火栓箱 ・ 易操作性1号消火栓箱 ・ 屋内2号消火栓箱 ・ 広範囲型2号消火栓箱 ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製等(機器表による)
4. 屋内消火栓箱	
5. 屋外消火栓箱	
6. 新ガス系消火剤の種類	(1) 不活性ガス ・ IG-541 ・ IG-55 ・ 窒素 (2) ハロゲン化合物ガス ※ FK-5-1-12 ・ HFC-227ea ・ HFC-23
7. 新ガス系消火の起動方式	※ 手動 ・ 自動、手動切替式
8. 二酸化炭素消火の起動方式	※ 手動 ・ 自動、手動切替式
1. 処理種別及び方式	・ 小規模合併処理(※ 担体流動方式 ・ 嫌気ろ床接触ばっ気方式 ・ 脱窒ろ床接触ばっ気方式 ・ 分離接触ばっ気方式) ・ 合併処理(・ 接触ばっ気方式 ・ 長時間ばっ気方式 ・ 回転板接触方式)
2. 形式	※ ユニット形 ・ 現場施工形
3. 処理能力	処理対象人員 _____人 処理水量 _____m ³ /d 流入BOD濃度 _____mg/ℓ
4. 放流水水質	BOD _____mg/ℓ 以下 _____mg/ℓ 以下
5. 埋戻し土	※ 被切土の中の良質土(FRP槽周囲は山砂の類) ・ 購入土
6. 消毒薬	3ヶ月分相当を納入する。
7. その他	性能責任施工とする。 竣工後6ヶ月間流入、放流のSS、BOD、PH、透し度、大腸菌個数等を(※報告する。・報告しない。)

空気調和設備

区分	項目	特記事項																																			
1. 設計用温湿度条件	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">外気条件</th> <th colspan="4">室内(調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>28.0℃</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>19.0℃</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	外気条件	室内(調整目標値)				温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏季	℃	%	28.0℃	50%	冬季	℃	%	19.0℃	40%																	
外気条件	室内(調整目標値)																																				
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																																	
夏季	℃	%	28.0℃	50%																																	
冬季	℃	%	19.0℃	40%																																	
2. 冷水・温水・冷温水管	<p>○ ドレン管</p> <p>※ 配管用炭素鋼鋼管(白管) ・ ステンレス鋼管(SUS304) ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管) ※ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP) ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管) ・ 塩ビライニング鋼管 ・ ポリ粉体鋼管 ※ 配管用炭素鋼鋼管(白管) ・ ステンレス鋼管(SUS304) ※ ステンレス鋼管(SUS304) ・ 塩ビライニング鋼管 ・ ポリ粉体ライニング鋼管 7. 蒸気給気管 ※ 配管用炭素鋼鋼管(黒管) 8. 蒸気送水管 ※ 圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370 黒sch40) 9. 油・油用通気管 ※ 配管用炭素鋼鋼管(黒管) ⑩ 冷媒管 ⑪ 弁類 12. ファウリアクト</p>																																				
3. 天井吊り形FCU及び全熱交換機換気扇	(1) 遠方操作スイッチのフラッシュプレートは金属製(ステンレス、新金属も含む)とする。 (2) 遠方操作スイッチの渡り配管 ・ 別途工事 ・ 本工事 (3) 遠方操作スイッチの渡り配線 ・ 別途工事 ・ 本工事																																				
4. 吹出口・吸込口	(1) アルミニウム製は塗装を ※ 行う ・ 行わない ・ 鋼板製 (2) 吸込口GVFSは防火シャッター付吸込口を示す。																																				
5. ダクト	(1) ※ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト (2) 矩形ダクトは ・ アングルフランジ工法 ※ コーナーボルト工法(・ 共板工法 ・ ｽﾀｲﾌﾞﾜｯｼﾞ工法) (厨房用ダクトはアングルフランジ工法とする。) (3) 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後150mmを1.6mm厚鋼板製とする。 (4) 厨房用ダクトの板厚																																				
16. ダンパー	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">ダクトの場合 (単位mm)</th> </tr> <tr> <th>ダクトの長さ</th> <th>ステンレス鋼板</th> <th>亜鉛鉄板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>450以下</td> <td>0.5以上</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>450を越え1,200以下</td> <td>0.6以上</td> <td>0.8以上</td> </tr> <tr> <td>1,200を越え1,800以下</td> <td>0.8以上</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>1,800を超えるもの</td> <td>0.8以上</td> <td>1.2以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">円形ダクトの場合 (単位mm)</th> </tr> <tr> <th>円形ダクトの寸法</th> <th>ステンレス鋼板</th> <th>亜鉛鉄板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300以下</td> <td>0.5以上</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>300を越え750以下</td> <td>0.5以上</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>750を越え1,000以下</td> <td>0.6以上</td> <td>0.8以上</td> </tr> <tr> <td>1,000を越え1,250以下</td> <td>0.8以上</td> <td>1.0以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 防火ダンパーは表示等により区分する。 (2) 防煙ダンパー 復旧方式・遠隔復帰式(定格入力はDC24V, 0.7A以下とする。) (3) ピストンダンパー 復旧方式・遠隔式</p>	ダクトの場合 (単位mm)			ダクトの長さ	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	450以下	0.5以上	0.6以上	450を越え1,200以下	0.6以上	0.8以上	1,200を越え1,800以下	0.8以上	1.0以上	1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上	円形ダクトの場合 (単位mm)			円形ダクトの寸法	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	300以下	0.5以上	0.6以上	300を越え750以下	0.5以上	0.6以上	750を越え1,000以下	0.6以上	0.8以上	1,000を越え1,250以下	0.8以上	1.0以上
ダクトの場合 (単位mm)																																					
ダクトの長さ	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板																																			
450以下	0.5以上	0.6以上																																			
450を越え1,200以下	0.6以上	0.8以上																																			
1,200を越え1,800以下	0.8以上	1.0以上																																			
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上																																			
円形ダクトの場合 (単位mm)																																					
円形ダクトの寸法	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板																																			
300以下	0.5以上	0.6以上																																			
300を越え750以下	0.5以上	0.6以上																																			
750を越え1,000以下	0.6以上	0.8以上																																			
1,000を越え1,250以下	0.8以上	1.0以上																																			

17. 風量測定口	取付け位置は図示による。 (1) 線状吹出口には、接続チャンパー(長さ+100×300×300H)を設ける。 (2) シーリングディフューザーの接続は標準図(施工47)による。 施工が困難な場合はフレキシブルダクトを使用してもよい。 (3) 外壁に面するガラリにチャンパー等を設ける場合には原則として排水を考慮する。 (1) 空調用吹出口接続チャンパー及び図示したダクト並びにチャンパー類とする。 (2) 内貼りチャンパー類の寸法は、外法寸法とする。 (3) 吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口を設ける。 点検口の大きさは、原則として400×600とする。 ・ グリズエクストラクター ・ グリズフィルター
18. チャンパー等	(1) 形式はピット管(コック付)とする。 ※ 固定式 ・ 着脱式 (2) 下記の箇所、若しくは図示により取付ける ・ 冷凍機類の冷水出口 ・ 瞬間流量計 ・ 測定用タッピング ・ 冷凍機類の冷却水出口 ・ 瞬間流量計 ・ 測定用タッピング ・ ボイラー又は熱交換器の温水出口 ・ 瞬間流量計 ・ 測定用タッピング ・ 冷水ヘッダーの各送り管 ・ 瞬間流量計 ・ 測定用タッピング ・ ユニット形空調機の冷温水入口 ・ 瞬間流量計 ・ 測定用タッピング ・ メカニカル形 ・ 風速センサー形
19. 消音内貼り	標準図によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。 ・ ユニット形空調機廻りの送気ダクト、外気ダクト及び給気ダクト
20. グリス除去装置	機器附属品以外の温度計は ※ 工業用バイメタル式温度計 ・ ガード付きL形温度計
21. 瞬間流量計及び流量測定口	標準図によるほか図示した箇所に取付ける。 (1) 空気溜りを生ずると思われる箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜き弁装置(※ 手動 ・ 自動)を設け排水口まで配管する。 (2) 自動空気抜き弁装置は、標準図(施工36(g))による (1) 厚さ ※ 3.2mm ・ 4.5mm (2) 煤塵濃度計 ・ 取付けない ・ 取付け座を取付ける (3) 煤塵量測定口(80φ×2)を ※ 取付ける ・ 取付け座を取付ける 標準仕様書によるほか、中央機械室の冷却水管、冷温水管、及び空調室内ユニット等の吊り、及び支持は防振吊り金物又は防振支持金物で行う。 油面計はゲージ式(側立式)とする。 (1) 据付け方法(標準図)は ・ 地下オイルタンク据付け図(施工31) ・ 鋼製強化プラスチック製二重設タンク据付け図(施工30) (2) 鋼板製タンクの保護被覆は ※ エポキシ樹脂 ・ 強化プラスチック (3) 遠隔流量指示装置(油面計は(・ 抵抗変換式 ・ 磁歪式)で(・ 室内 ・ 室外)より油量監視用)を取付ける。 (4) 基礎杭は ※ 不要 ・ 要(但し杭は ※ 別途工事 ・ 本工事) (5) 土留め工事は ※ 不要 ・ 要(・ 本工事 ・ 別途工事)
22. 定流量、変流量ユニット	(1) 液面制御装置の機能は下記による。 ・ 給油ポンプの起動、停止 ・ 返油ポンプの起動、停止 ・ ポンプ緊急停止警報 ・ 満油警報 ・ 減油警報 ・ 遠方警報接点(・ 満油 ・ 減油) (2) 返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは、通過形接点とする。 ※ 設ける(図示した箇所に取付ける) ・ 設けない 空気調和機器等又はフィルターチャンパーの装着枚数の100%を予備品(特付)として納める。 ファンコイルユニットは総数約50%に当たるフィルターを予備品(特付)として納める。 自動巻取り形及びグリースフィルターは装着単位の100%を予備品として納める。 空調用水の水質基準は、日本冷凍空調工業会(冷凍空調機器水質ガイドライン)による。 ※ R407C、R410A又はR32 ・ _____ 形式 煙管式又は液管式 標準型、低騒音型、超低騒音型の規定は、日本冷却塔工業会の騒音基準値による。 インバーター機の表示された能力は、型番で選定する。 製造業者の標準品とし、原則として冷媒管と共巻きとする。(エアコン含む)
23. 温度計	空調、換気の当該事項を適用する。 ※ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト ※ 亜鉛鉄板製 ・ 鋼板製
24. 圧力計	3. 排煙口 ・ パネル形 (・ 天井取付 ・ 壁取付) ・ スリット形 (・ 天井取付 ・ 壁取付) ・ ダンパー形 (・ 天井取付 ・ 壁取付)
25. 冷温水管等の空気抜き	4. 排煙口開放及び復旧方式電気式(遠隔操作 ※ 不要 ・ 要) 5. 排煙風量測定
26. 鋼板製煙道	1. 中央監視制御装置 2. 電源装置 3. 温度調節器等 4. 計装工事の記録
27. 防振吊り及び支持金物	・ 有り(構成機能は図示による) ・ 無し ・ 要(・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要 取付け高さは ※ 1300mm (1) 屋外、屋内露出の配線は、図示に特記がない限り金属管配管とする。 天井隠蔽の配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。 (2) 原則として、次の用途に使用する電線類はEMケーブルとし、規格は一般事項17.電線類の規格による。 (機器、盤類はこれによらずともよい) 用途: ①電源線、接地線 ②電気式の調節器(サーモ、ヒューミディ)用電線 ③各種検出器(温度、湿度等)、操作器(バルブ、ダンパー)における弱電信号、通信線を除く制御線
28. オイルサービスタンク	
29. 地下オイルタンク	
30. 液面制御装置	
31. 油積算流量計	
32. フィルターの予備品	
33. 水質基準	
34. 冷媒ガス	
35. 直焚吸入冷温水機	
36. 冷却塔	
37. パナソニック空調機能力表示	
38. パナソニック空調機内外渡配線	

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)第0497号	JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
		岡田建築設計事務所	CH.	2019.11.		小坂第2放課後児童クラブ新設工事	M	A-2: 100%
			一級建築士 第102449号 岡田文夫	P.L.	DR.	NAME		02
						機械設備工事特記仕様書(衛生設備)		A-4: 50%
						(空気調和設備)		



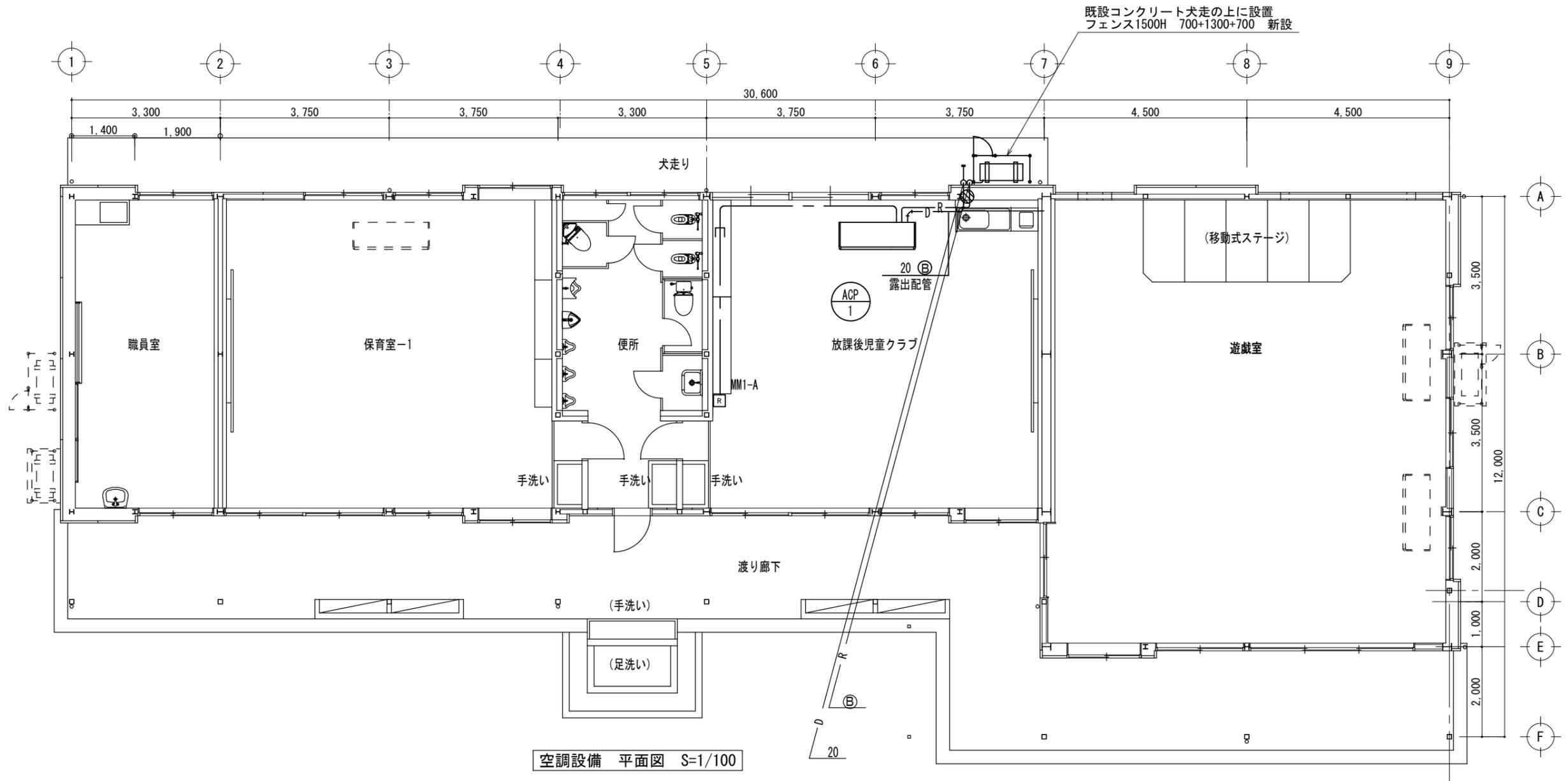
(改修前) 平面詳細図 S=1/50

凡例



解体撤去部分を示す

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
						(改修前) 機械設備 平面詳細図	03	A-4 : 71%



空調設備 平面図 S=1/100

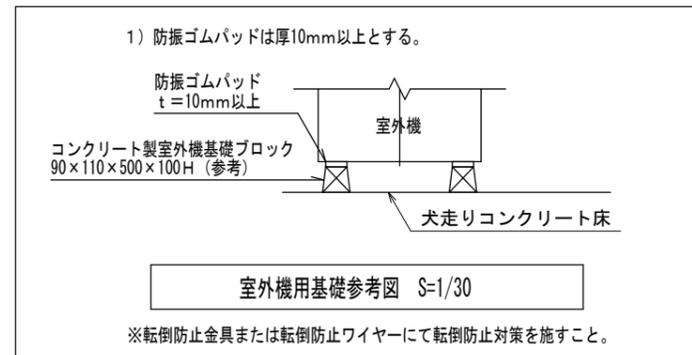
ACP-1	電気式 空冷パッケージ形 空気調和機	形式 : シングル形 天吊露出形 インバーター制御 冷房能力 : 定格 : 12.5kw (～14.0kw) 暖房能力 : 定格 : 14.0kw (～18.0kw) 電源 : 3φ×200V CONP 2.5kw FAN0.15+0.22kw 最大消費電力 4.22kw 付属品 : ワイヤードリモコンスイッチ、アンカーボルト・ナット(SUS304)、 防振ゴムパッド(10t以上) 参考型番 : SZRH140BC	保育室	1
-------	--------------------------	--	-----	---

工事区分表

工事種別	機械設備工事	電気設備工事	備考
シングル形	一次側電源配管配線	● 配管、配線、接続	屋外機
ツイン形	屋内外機間操作 ・電源要配線	● 取付	屋外機
	ワイヤードリモコン (リモコン線共)	● 取付	

凡例

--- 既設空調機を示す



冷媒配管サイズ	液	ガス
Ⓐ	φ 6.4	9.52
Ⓑ	φ 9.5	15.9
Ⓒ	φ 9.5	25.4
Ⓓ	φ 12.7	25.4

※ 冷媒配管サイズは参考とする。

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE 2019.11.	SCALE 1/100	TITLE 小坂第2放課後児童クラブ新設工事 NAME 空調設備 平面図	NO. M 05	図面縮小率 A-3 : 100% A-4 : 71%
------	------	---	---------	------------------	----------------	---	----------------	----------------------------------

参考数量書

工 事 名 称 小坂第2放課後児童クラブ新設工事

工 事 場 所 三原市小坂町

[工 事 概 要]

用途, 構造, 面積	放課後児童クラブ, 鉄筋コンクリート平屋建, 241.20㎡	
工 事 範 囲	建築工事一式	
別 途 工 事	なし	
工 期	契約締結日の翌日 ~ 令和2年3月26日	
一 般 事 項		
《 工事予算内訳 》		
〈内 訳〉		
区 分		概 要
設 計 金 額		
消 費 税 額		
合 計 金 額		

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費	1	式		
契約保証費	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

機械設備工事 中科目別内訳

【種目】1					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
給水設備		1	式		
計					
排水設備		1	式		
計					
衛生器具設備		1	式		
計					
雑工事		1	式		
計					
空気調和設備		1	式		
計					
空調機工事	空調機工事	1	式		
計					
空調配管工事		1	式		
計					

電気設備工事 細目別内訳

【種目】1		電灯分岐工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
ケーブル	EM-E E F 1.6mm-3C	25.	m			
ケーブル	EM-E E F 2.0mm-3C	45.	m			
電子ボタン電話ケーブル	ツイストペアケーブル 0.65mm-2P	30.	m			
電線管	G P-28 溶融亜鉛メッキ	26.	m			
付属品	G P 溶融亜鉛メッキ	1	式			
カップリング	G P-28 溶融亜鉛メッキ	7.	個			
ノーマルベンド	G P-28 溶融亜鉛メッキ	2.	個			
合成樹脂製可とう電線管	P F-16	25.	m			
付属品	P F-16管	1	式			
金属製可とう電線管	F 30	1.	m			
付属品	金属製可とう電線管 (ビニル被覆)	1	式			
1種金属線び (MM1)	A型	2.	m			
ジャンクションボックス	角型	1.	個			
スイッチボックス	1個用 深形	3.	個			
プルボックス	S S 200×200× WP-S U S	3.	個			

電気設備工事 細目別内訳

【種目】 1		電灯分岐工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
埋込型コンセント	2P15A×1	1.	組			
埋込型コンセント	2P15A×1 設置極・接地端子付	3.	組			
電話用モジュラジャク	6極4芯	1.	組			
手元開閉器	配線保護用 MCB3P60A	1.	個			
手元開閉器	配線保護用 ELB2P20A	2.	個			
換気扇	EX-30SC-S	1.	台			
鋼板製フード	P-30CV5	1.	個			
防虫網	P-30KSP4	1.	個			
木枠	W302	1.	個			
雑材消耗品		1	式			
労務費		1	式			
計						

電気設備工事 細目別内訳

【種目】 1		動力分岐工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ケーブル	EM-CE 5.5mm2-4C	35.	m			
床養生費	EM-CET 14mm2	5.	m			
電線	EM-IE 5.5mm2×1	5.	m			
電線管	GP28 溶融亜鉛メッキ	28.	m			
付属品	GP 溶融亜鉛メッキ	1	式			
カップリング	GP28 溶融亜鉛メッキ	8.	個			
ノーマルバンド	GP28 溶融亜鉛メッキ	3.	個			
空調機増設用開閉器盤	ELCB3P50AF ≤1 ELB用接続端子2回路用×1	1.	面			
雑材消耗品		1	式			
労務費		1	式			
計						

機械設備工事 細目別内訳

【種目】 1		給水設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P 20A	14.5	m			
同上継手類		1	式			
同上接合材		1	式			
同上支持材		1	式			
根切り	機械 H=1.0m以下	10.	m			
給水塩ビライニング銅管	S G O - V B 20A	4.	m			
同上継手類		1	式			
同上接合材		1	式			
同上支持材		1	式			
既設給水管分岐		1	式			
計						

機械設備工事 細目別内訳

【種目】 1		空調配管工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
冷媒銅管	冷媒用被覆銅管 (10L×2) 9.52-15088mm	5.	m			
継手類		1	式			
消耗品		1.	m			
支持金物		1.	m			
600V絶縁ビニルシースケープル平型	VV-F 2.0mm-3C	65.	m			
器具用ビニルコード	VCTF 2.0mm-3C	11.	m			
配管工事		1	式			
電線材料施工費		1	式			
配管保温工事		1	式			
雑材消耗品		1	式			
資材運搬費		1	式			
計						